

第2期穴栗市
子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和2年2月

穴 栗 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国の主な政策動向	1
3. 計画の法的根拠と位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1. 人口について	5
2. 世帯について	11
3. 就労に関する状況について	14
4. 教育・保育の状況について	15
5. 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要	16
6. 第1期計画の主な取り組み状況	23
7. 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	32
第3章 計画の基本理念	35
1. 計画の基本理念	35
2. 施策体系	36
第4章 施策の展開	38
基本目標1 子どもの成長を支える基盤づくり	38
基本目標2 安心して子どもを産み育てる環境づくり	40
基本目標3 子育て環境をみんなで支える体制づくり	41
基本目標4 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり	42
第5章 量の見込みと確保の内容	44
1. 量の見込みと確保の内容の基本的な考え方	44
2. 就学前の教育・保育	44
3. 地域子ども・子育て支援事業	46
第6章 推進体制	49
1. 計画の推進体制	49
2. 情報提供・周知	49
3. 計画の評価・検証	49

参考資料（巻末資料）	50
1. 子ども・子育て支援新制度の概要	50
2. 量の見込みの算出の流れ	51
3. 宍粟市子ども・子育て会議条例	52
4. 宍粟市子ども・子育て会議委員名簿	54
5. 宍粟市子ども・子育て会議の経過と概要	55
6. 用語解説	56

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）が1.42と、過去最低とされる平成17年の1.26から上昇しているものの、出生数は過去最低を更新し、人口を維持するために必要な2.08程度を大きく下回っています。また、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

宍粟市においても少子高齢化や核家族化の進行による様々な社会状況の変化や、女性の就労希望の増加による保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化しており、子どもの育ちへの影響が問題視されています。「子どもは親・保護者がはぐくむことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援するために、さらにつながりのある社会を構築する必要があります。

宍粟市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、平成26年度に「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備してきました。令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や子どもや子育てを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 国の主な政策動向

本計画においては、第1期計画策定時の考え方を前提とし、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。

主な政策動向としては、以下のような内容があります。

（1）幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「働き方改革実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」とされました。その後、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）にて、具体的内容が示されました。

そして、幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に成立したことにより、令和元年10月から全面的に実施されました。

（２）「子育て安心プラン」を踏まえた受け皿拡大

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 4 年度末までに実施することとされました。その後、平成 29 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和 2 年度末までに受け皿を整備することとされています。

また、「子育て安心プラン」等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（平成 30 年 4 月）の改正が行われています。

（３）放課後児童クラブの受け皿拡大

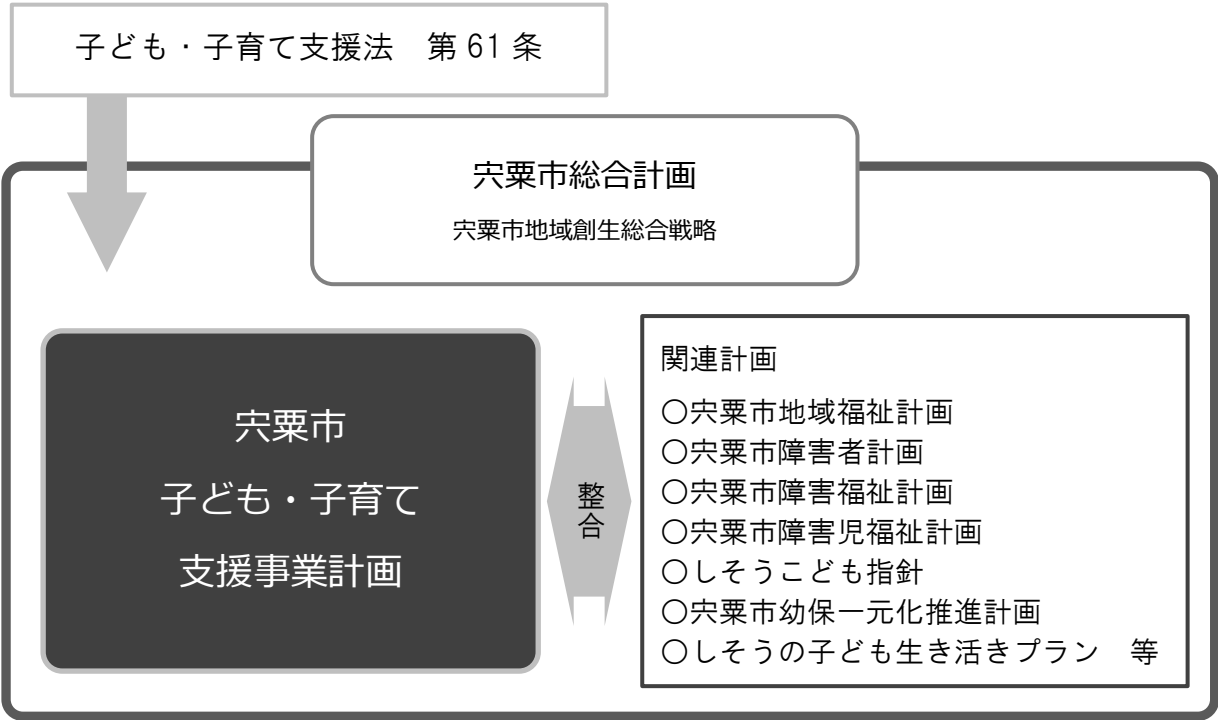
「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月策定）により、放課後児童クラブについては、令和 3 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消をめざすとともに、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和 5 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備することとされました。また、すべての小学校区で、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的または連携して実施し、うち小学校内で一体型として 1 万か所以上で実施すること、両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することをめざすとされています。

（４）社会的養育に関する抜本的な改正

平成 28 年の児童福祉法改正により、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるとされています。

3. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、本計画は、乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたい子どもの像を示す「しそ
うこども指針」を踏まえつつ、「宍粟市総合計画」を上位計画とし、「宍粟市地域福祉計画」
等の関連計画と整合を図ったものとしています。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である
令和 6 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適
宜計画の見直しを行っていくものとします。

	(年度)									
	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
宍粟市 子ども・子育て 支援事業計画	第 1 期				第 2 期（本計画）					

5. 計画の策定体制

(1) 宍粟市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「宍粟市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関する課題や今後の方向性を協議しました。

(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

本計画の策定にあたり、保育ニーズや宍粟市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

●調査地域：宍粟市全域

●調査対象者：宍粟市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童用調査）
1,174人

宍粟市内在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者（小学生児童用調査）
1,435人

●調査期間：平成31年2月1日（金）～平成31年2月15日（金）

●調査方法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる全世帯に郵送配布・回収
※対象児童が複数いる場合は、年齢が一番低いお子さんに送付しました。

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	1,174 票	544 票	46.3%
小学生児童用調査	1,435 票	697 票	48.6%
合計	2,609 票	1,241 票	47.6%

(3) パブリックコメント

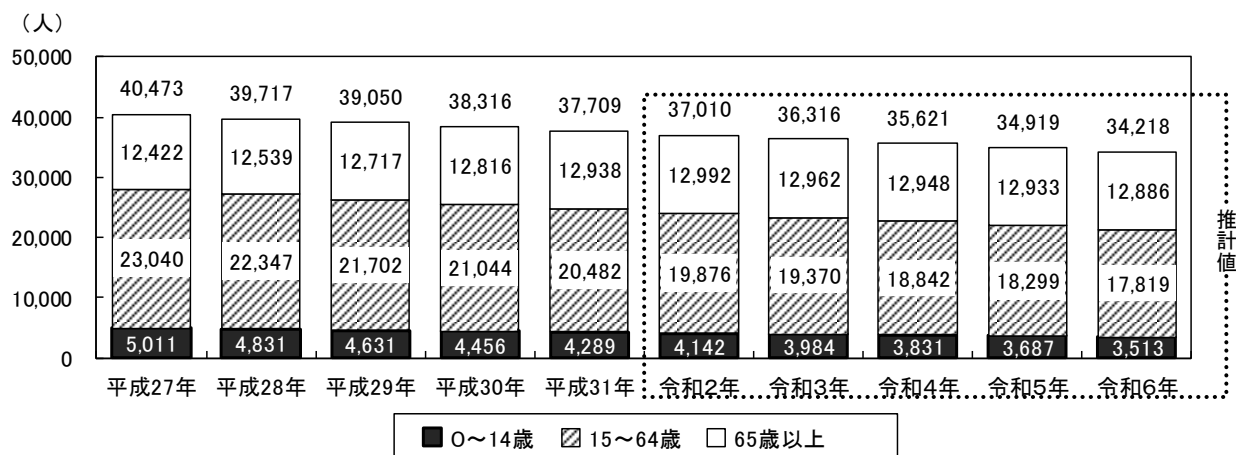
市民の意見を本計画に広く反映させるため、本計画を策定する過程で計画案をホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口について

① 年齢3区分別の人口推移（平成27年～平成31年）及び推計（令和2年以降）

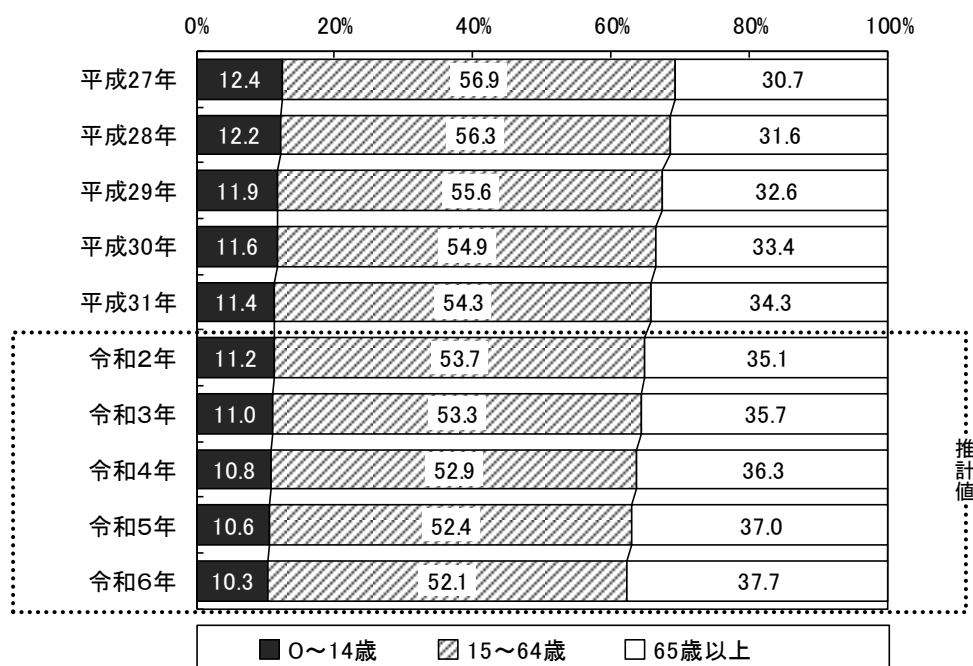
総人口は減少傾向にあります。平成27年から平成31年にかけて毎年約600～700人減少しているなか、65歳以上人口は増加傾向にあります。0～14歳人口と15～64歳人口は、ともに減少傾向となっており、今後も引き続き減少していくことが予測されます。



資料：住民基本台帳（平成27年～平成31年：各年3月末日現在）／社会福祉課（令和2年以降推計値）

② 年齢3区分別人口割合の推移（平成27年～平成31年）及び推計（令和2年以降）

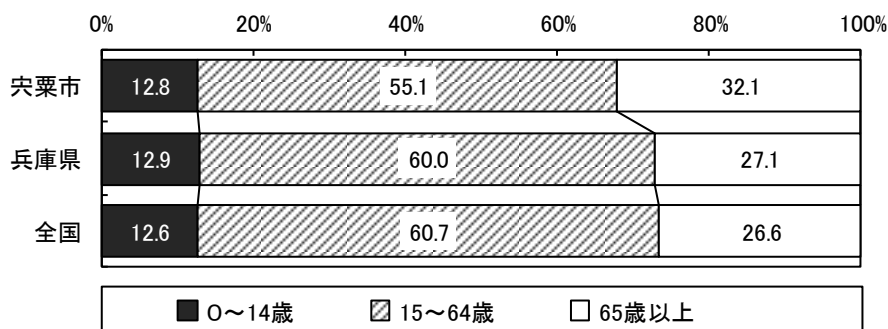
年齢3区分別人口割合は、65歳以上人口割合が増加傾向にある一方、0～14歳人口割合はゆるやかな減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（平成27年～平成31年：各年3月末日現在）／社会福祉課（令和2年以降推計値）

③ 年齢3区分別人口割合の比較

年齢3区分別人口割合は、兵庫県及び全国と比較すると、0～14歳の割合は概ね同じ割合となっている一方で、15～64歳の割合は低く、65歳以上の割合は高くなっています。

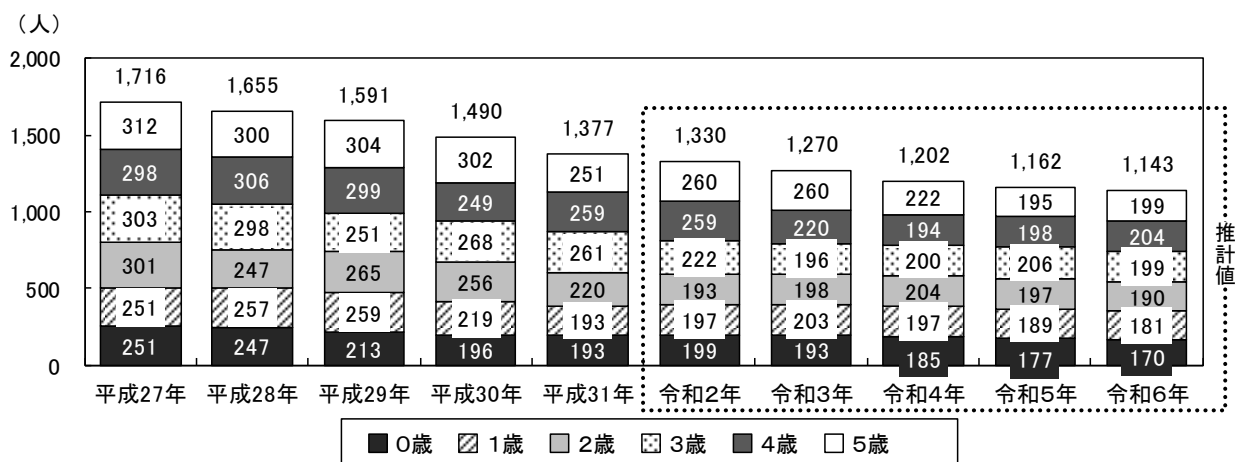


※年齢不詳は除きます。

資料: 国勢調査(平成27年)

④ 年齢別就学前児童数の推移(平成27年～平成31年)及び推計(令和2年以降)

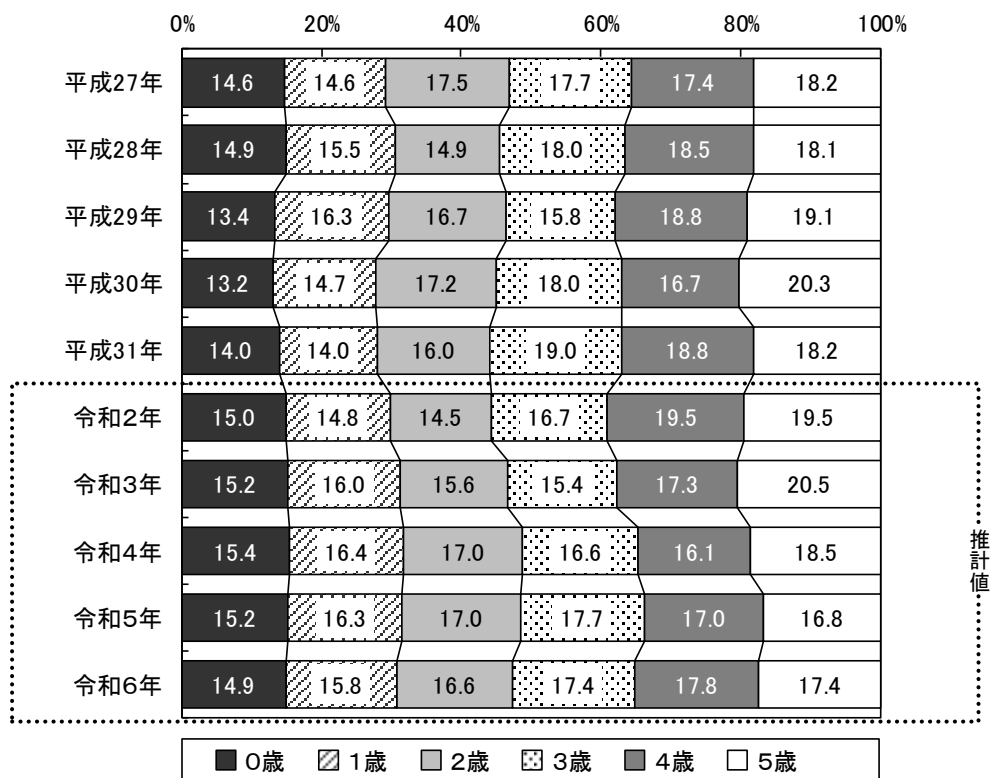
就学前児童数(0～5歳)は、減少傾向にあります。0歳については、平成27年から平成29年は200人台で推移していましたが、平成30年に200人台を下回り、令和6年には170人となる見込みです。



資料: 住民基本台帳(平成27年～平成31年: 各年3月末日現在)／社会福祉課(令和2年以降推計値)

⑤ 年齢別就学前児童割合の推移(平成 27 年～平成 31 年)及び推計(令和 2 年以降)

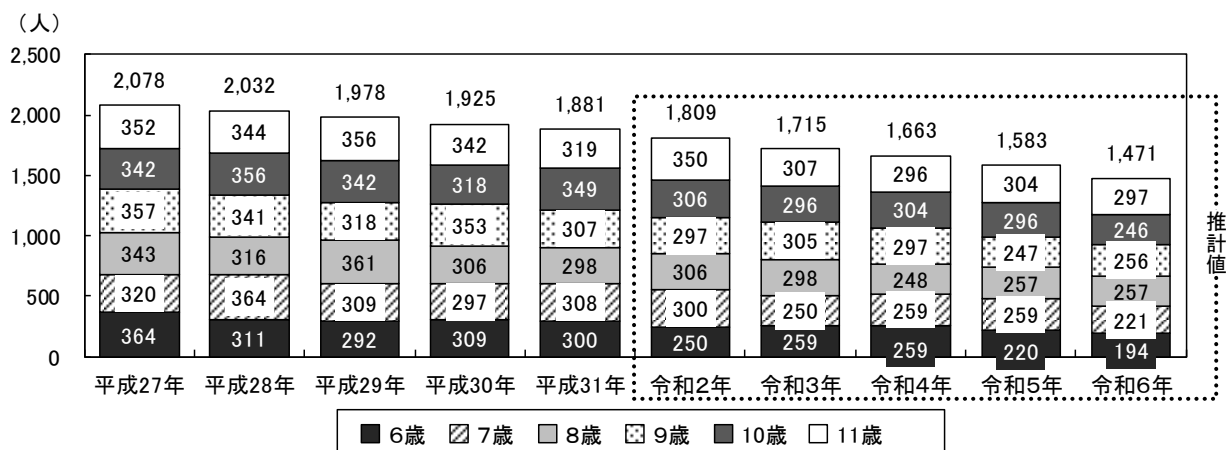
平成 31 年の年齢別就学前児童割合は、0 歳が 14.0%、5 歳が 18.2%となっています。



資料:住民基本台帳(平成 27 年～平成 31 年:各年3月末日現在)／社会福祉課(令和2年以降推計値)

⑥ 年齢別小学生の児童数の推移(平成 27 年～平成 31 年)及び推計(令和 2 年以降)

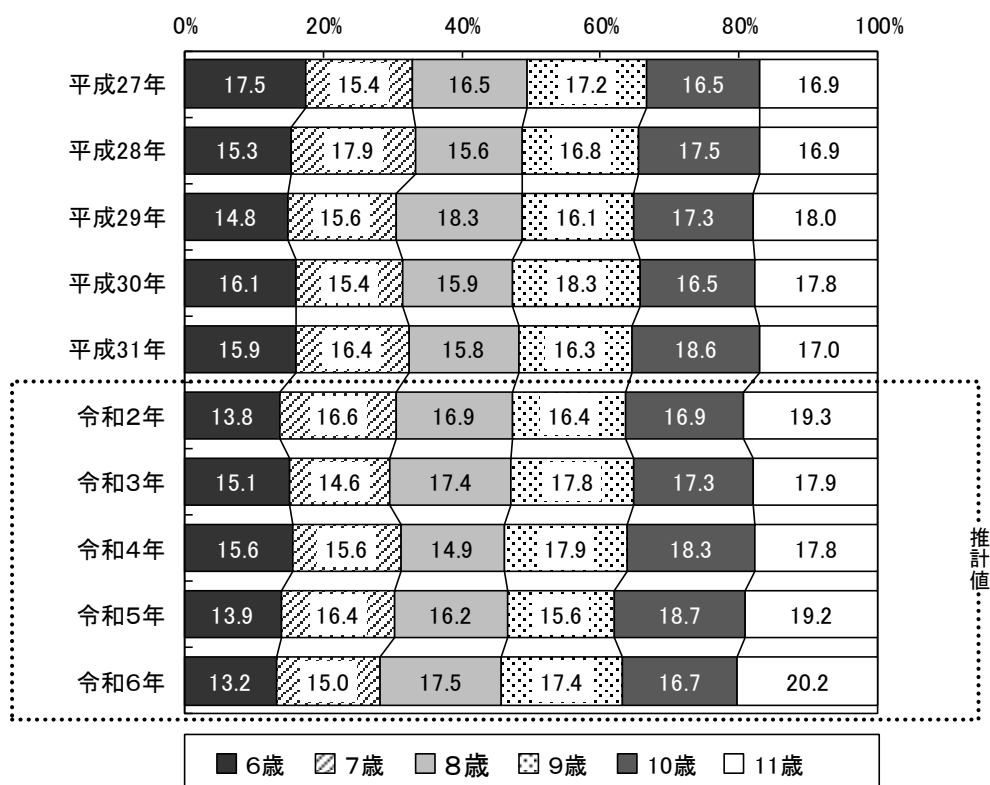
小学生の児童数(6～11 歳)は、減少傾向にあります。6 歳については、平成 27 年から平成 31 年は 300 人前後で推移していましたが、令和 2 年に 250 人、令和 6 年には 200 人を下回る見込みです。



資料:住民基本台帳(平成 27 年～平成 31 年:各年3月末日現在)／社会福祉課(令和2年以降推計値)

⑦ 年齢別小学生の児童割合の推移(平成 27 年～平成 31 年)及び推計(令和 2 年以降)

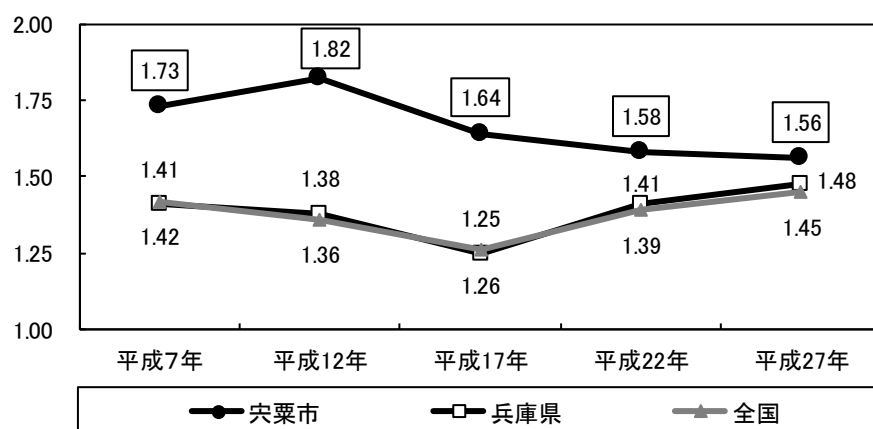
平成 31 年の年齢別小学生の児童割合は、6 歳が 15.9%、11 歳が 17.0%となっています。



資料:住民基本台帳(平成 27 年～平成 31 年:各年3月末日現在)／社会福祉課(令和2年以降推計値)

⑧ 合計特殊出生率の比較

宍粟市の合計特殊出生率は、兵庫県及び全国よりも高い水準で推移しています。宍粟市は平成 12 年以降減少している一方で、兵庫県及び全国は平成 17 年以降増加しており、宍粟市の値は兵庫県及び全国の値に近づいています。

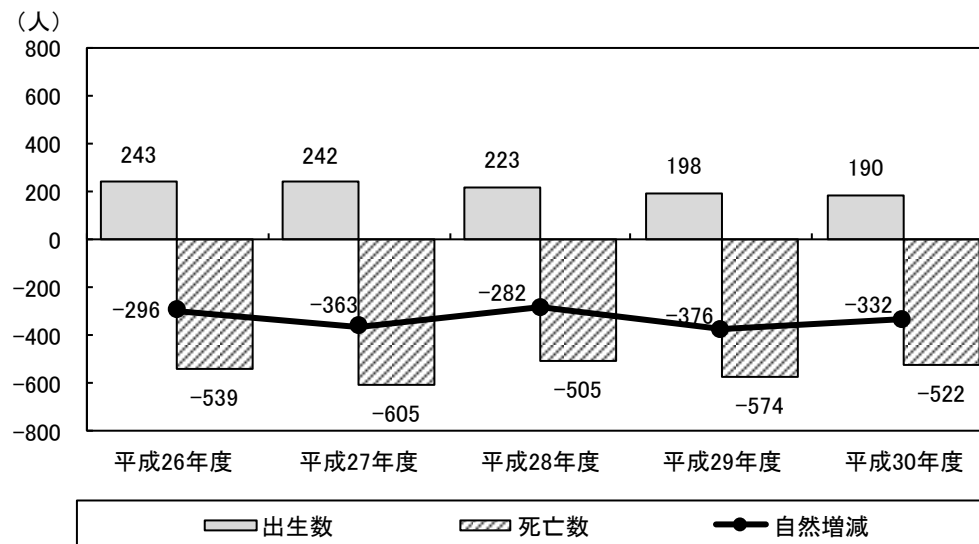


資料:兵庫県保健統計年報

※合計特殊出生率…15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の平均子ども数に相当します。

⑨ 自然動態

自然動態は、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて死亡数が出生数を上回っています。平成 26 年度以降、出生数は減少傾向で推移しており、死亡数は増減があるものの、500～600 人台で推移しています。



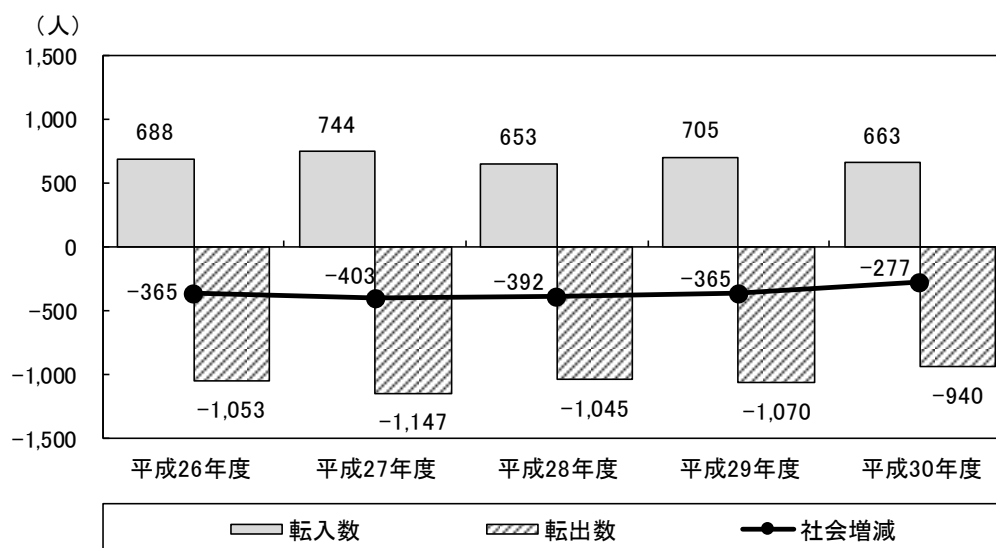
資料: 宍粟市人口統計表

※自然動態…出生、死亡をいいます。

※自然増減…出生と死亡の差をいいます。

⑩ 社会動態

社会動態は、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて転出数が転入数を上回っています。転入数、転出数ともに増減はあるものの、社会増減は平成 27 年度以降微減しています。



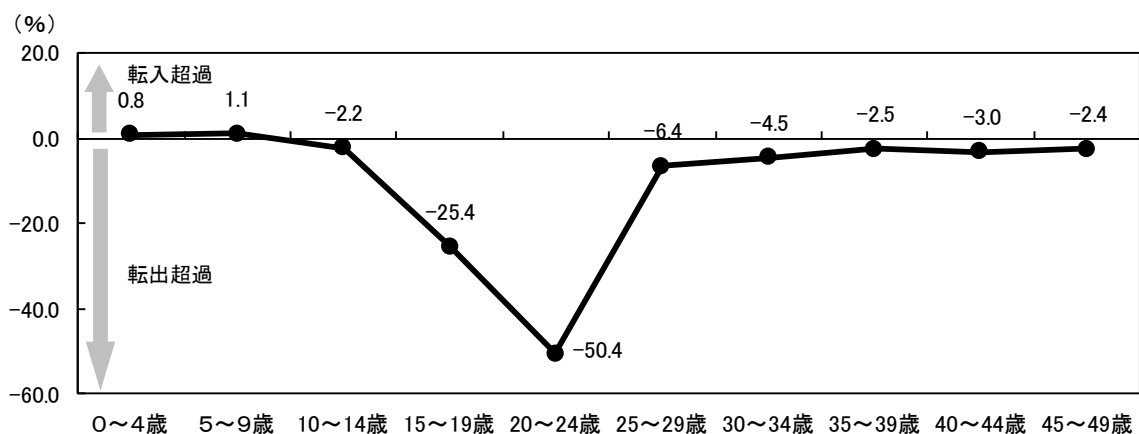
資料: 宍粟市人口統計表

※社会動態…転入、転出をいいます。

※社会増減…転入と転出の差をいいます。

⑪ 年齢別転出入人口割合

年齢別の転出入人口割合は、0～4歳と5～9歳を除き、転出超過となっています。特に15～19歳と20～24歳の転出超過が非常に多くなっています。これは、高校、大学等への進学や就業等により、市外に多くの方が転出しているためと考えられます。



■年齢別の転出入状況(抜粋)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
人口(人)	1,319	1,660	1,850	1,691	1,063	1,523	1,773	2,069	2,473	2,083
転入数(人)	92	146	40	26	99	269	250	185	113	61
転出数(人)	81	127	80	455	635	366	329	236	188	110
社会増減(人)	11	19	-40	-429	-536	-97	-79	-51	-75	-49
年齢別転出入割合(%)	0.8	1.1	-2.2	-25.4	-50.4	-6.4	-4.5	-2.5	-3.0	-2.4

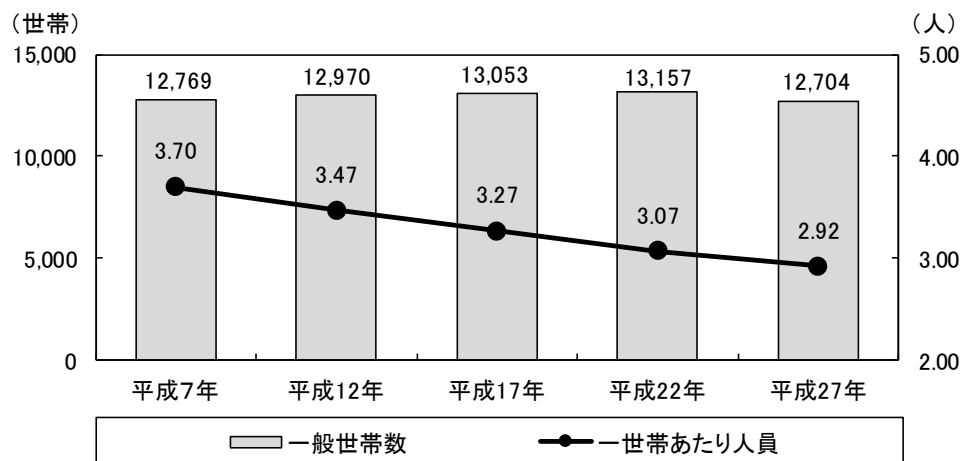
資料:国勢調査(平成27年)

※年齢別転出入割合(%)は、社会増減(転入と転出の差)を各年齢別人口で除算した率です。

2. 世帯について

① 一般世帯数と一世帯あたり人員の推移

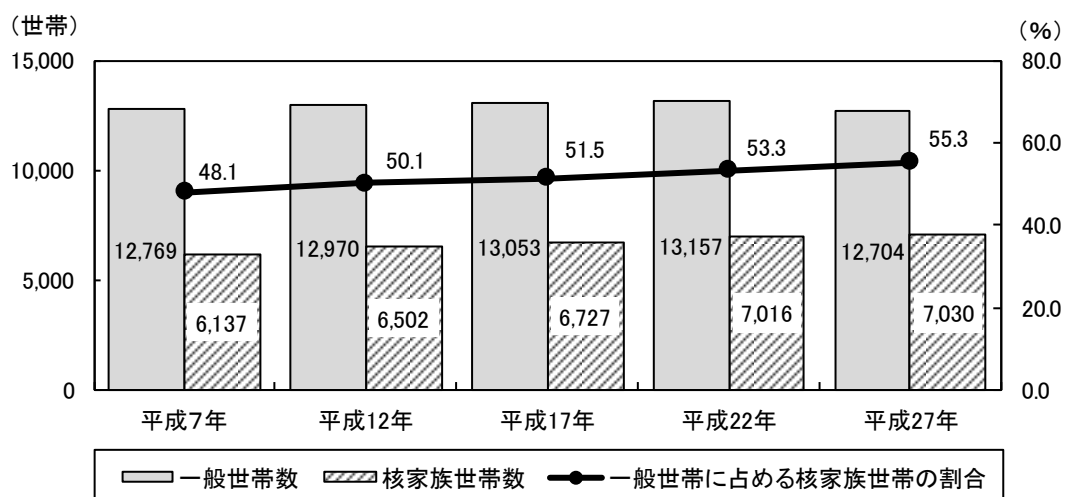
一般世帯数は概ね横ばいとなっている一方、一世帯あたり人員は減少傾向となっています。



資料: 国勢調査

② 宍粟市における核家族世帯数等の推移

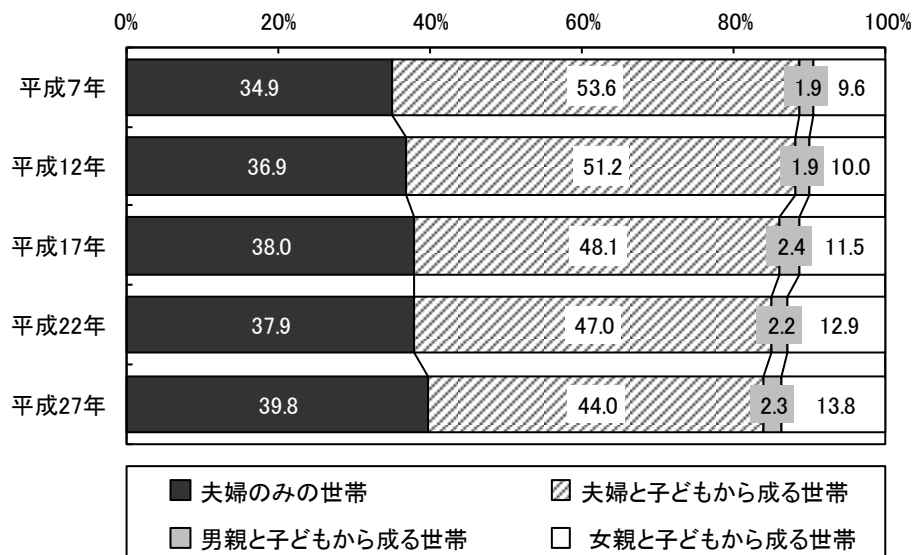
一般世帯数が概ね横ばいであるなか、核家族世帯数は微増しています。一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加傾向となっており、平成12年以降は50%を上回っています。



資料: 国勢調査

③ 宍粟市における核家族世帯の内訳

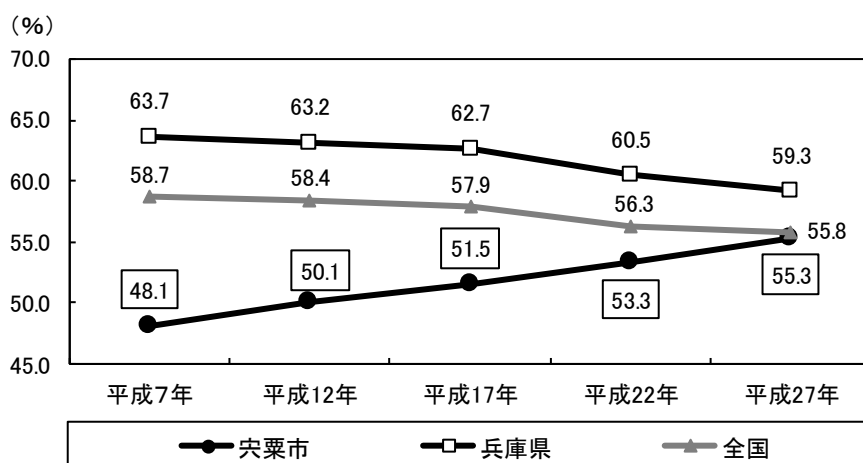
核家族世帯の内訳は、平成7年から平成27年にかけて、夫婦のみの世帯割合、女親と子どもから成る世帯割合が増加する一方で、夫婦と子どもから成る世帯割合は減少しています。また、男親と子どもから成る世帯の割合は微増しています。



資料：国勢調査

④ 一般世帯に占める核家族世帯の割合の比較

一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあり、平成27年には兵庫県に比べ低い水準にあるものの、全国値とほぼ同程度になっています。

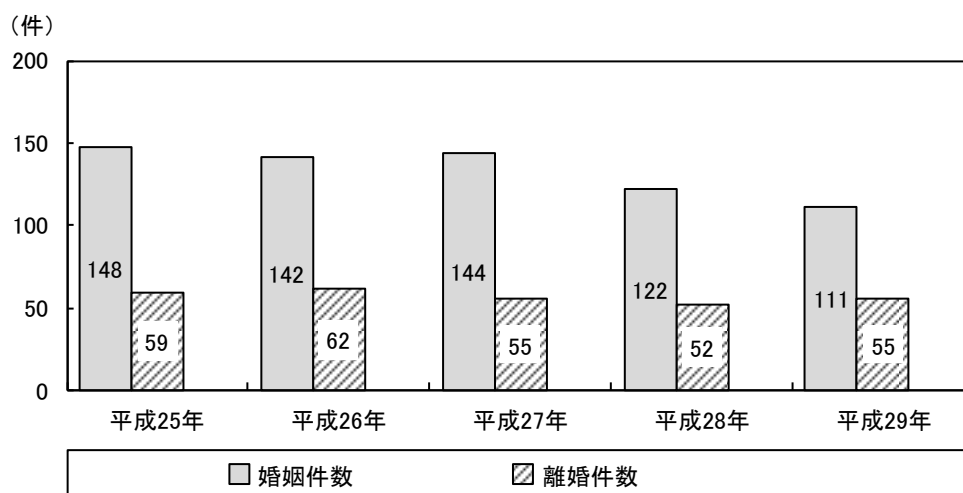


資料：国勢調査

⑤ 婚姻件数及び離婚件数の推移

婚姻件数は平成 25 年から平成 27 年にかけて概ね横ばいで推移していましたが、平成 27 年を境に減少傾向となり、平成 29 年には 111 件となっています。

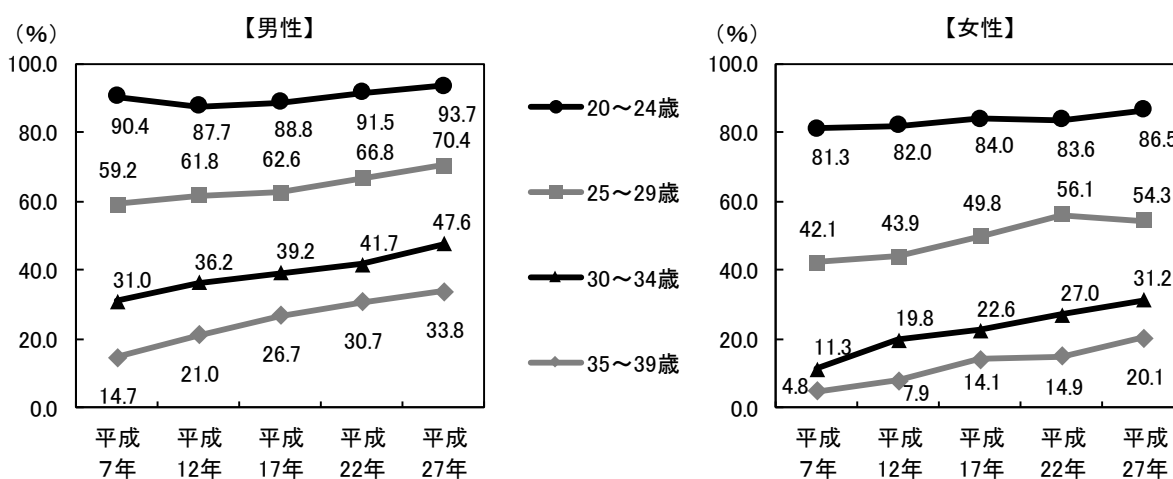
離婚件数は平成 25 年以降概ね横ばいで推移しており、平成 29 年には 55 件となっています。



資料：兵庫県保健統計年報

⑥ 未婚率の推移（男女別・年代別）

未婚率は、女性の 25～29 歳を除き、男女いずれの年代においても概ね増加傾向にあります。平成 7 年から平成 27 年にかけて、男女ともに特に 30 歳代の未婚率が増加しています。

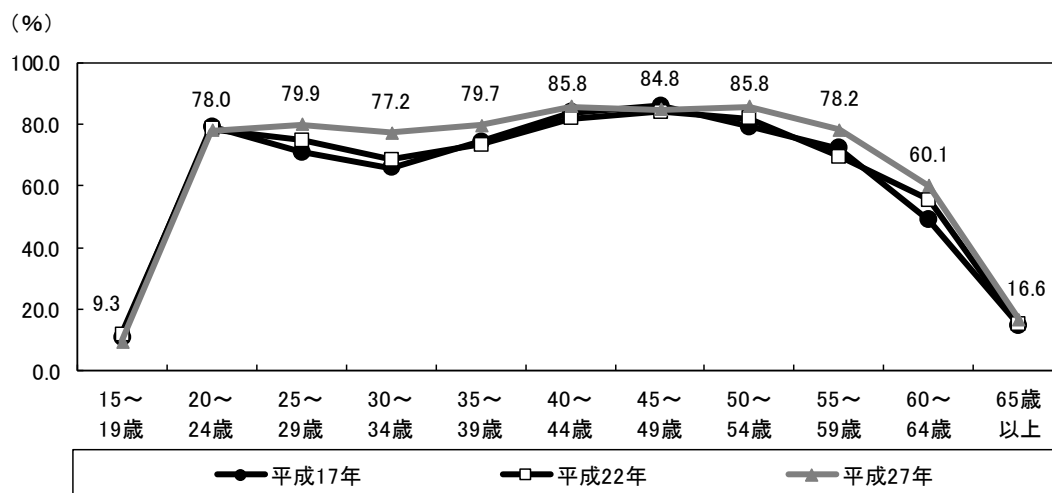


資料：国勢調査

3. 就労に関する状況について

① 女性の労働力率の推移

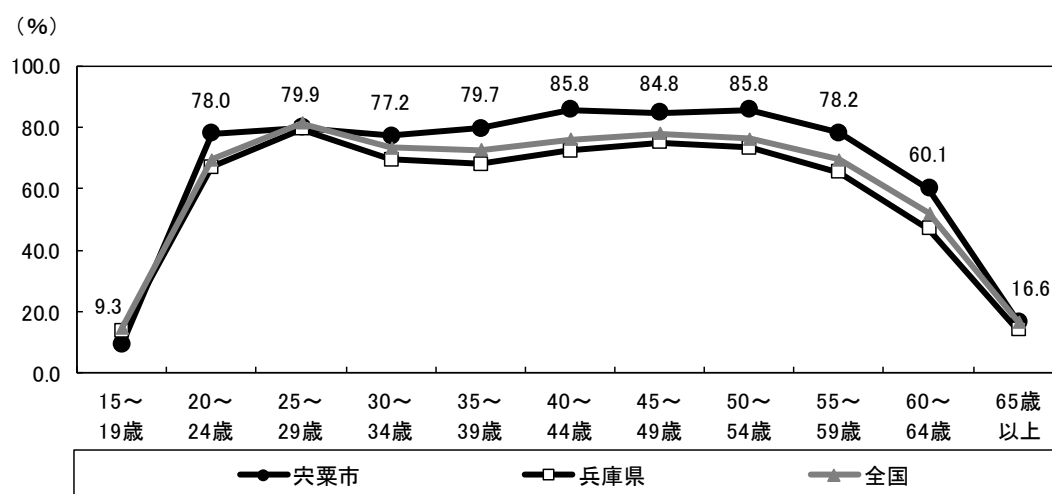
女性の労働力率は、20 歳代で高い割合を示した後、出産・子育て期に入る 30 歳代前半から後半で一旦減少し、その後再び上昇するという M 字曲線を描いています。平成 17 年から平成 27 年にかけて、各年代とも増加傾向にあるなか、25～39 歳の年代、50～64 歳の年代の労働力率が特に増加しています。



資料：国勢調査

② 女性の労働力率の比較

宍粟市の女性の労働力率は、15～19 歳と 25～29 歳、65 歳以上を除き、兵庫県及び全国と比べて高い水準となっています。



資料：国勢調査(平成 27 年)

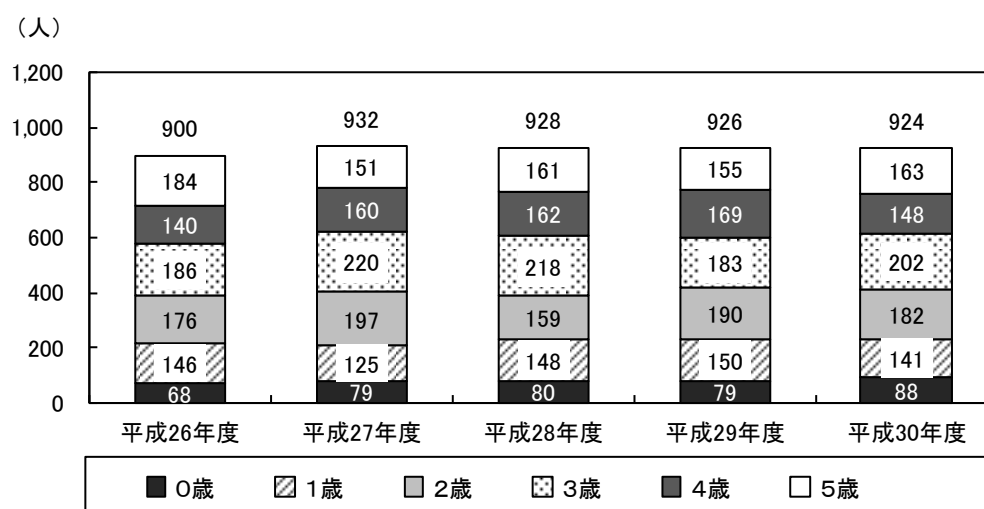
※労働力率…15 歳以上人口に占める労働力人口(就業者と就業意思のある方)の割合をいいます。

4. 教育・保育の状況について

保育所児童数は、年度により増減がありますが、平成26年度と平成30年度を比較すると増加傾向にあり、平成30年度では924人となっています。年齢別に平成26年度と平成30年度を比較すると、0歳、2歳、3歳、4歳が増加しています。

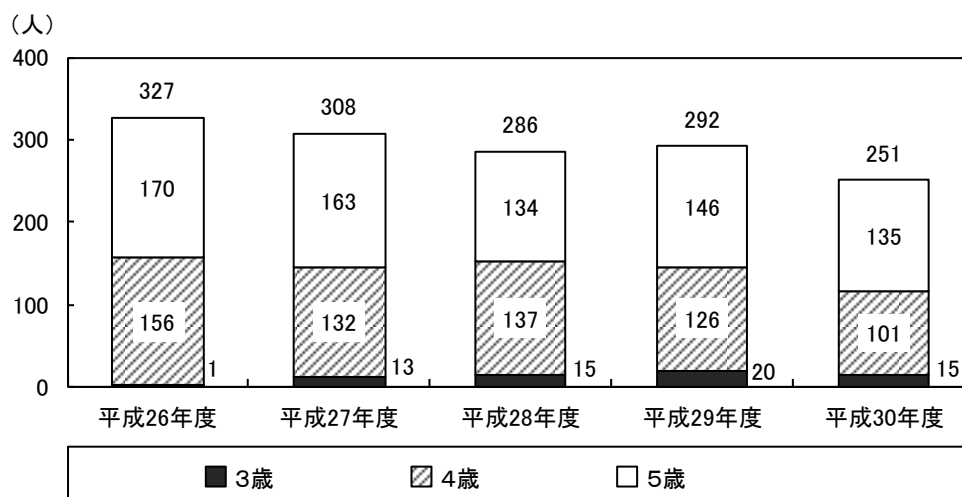
幼稚園児童数は、年度により増減がありますが、平成26年度と平成30年度を比較すると減少傾向にあり、平成30年度では251人となっています。年齢別にみると、3歳は平成27年度以降15人前後で推移している一方、4歳、5歳は概ね減少傾向となっています。

■保育所児童数の推移



資料:こども未来課(各年度3月1日現在)

■幼稚園児童数の推移



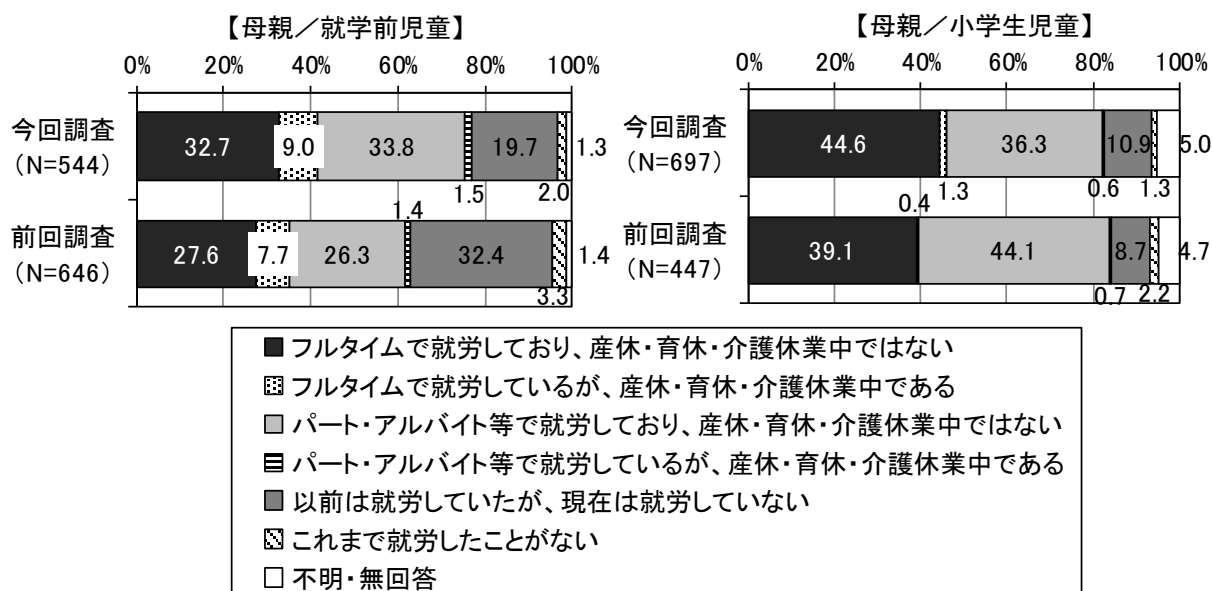
資料:こども未来課(各年度3月1日現在)

5. 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要

① 母親の就労状況

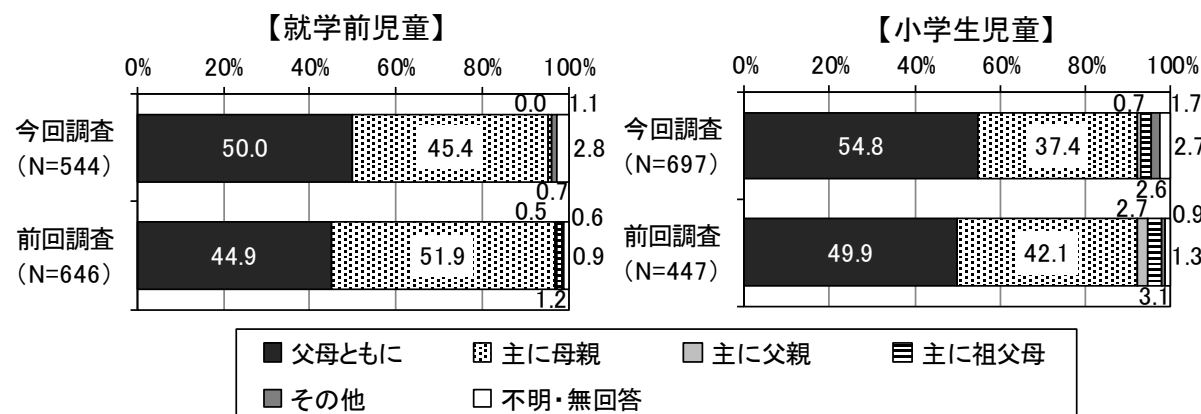
母親の就労状況についてみると、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.7%となっており、前回調査よりそれぞれ7.5ポイント、5.1ポイント高くなっています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は19.7%と、前回調査より12.7ポイント低くなっています。

小学生児童では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.6%と最も高く、前回調査より5.5ポイント高くなっています。次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.3%で、前回調査より7.8ポイント低くなっています。



② 子育てを主に行っている方

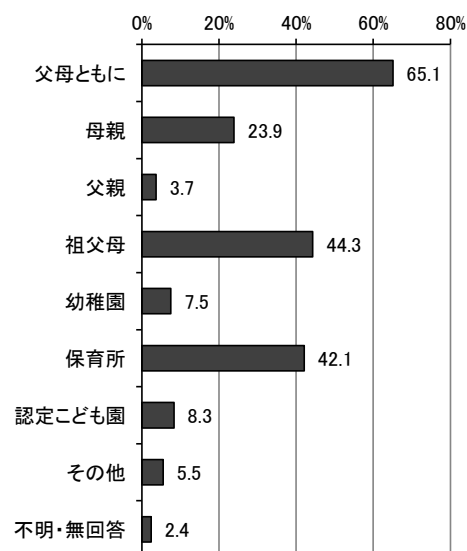
子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が就学前児童で50.0%、小学生児童で54.8%と最も高く、前回調査よりそれぞれ5.1ポイント、4.9ポイント高くなっています。次いで「主に母親」が就学前児童で45.4%、小学生児童で37.4%となっており、前回調査よりそれぞれ6.5ポイント、4.7ポイント低くなっています。



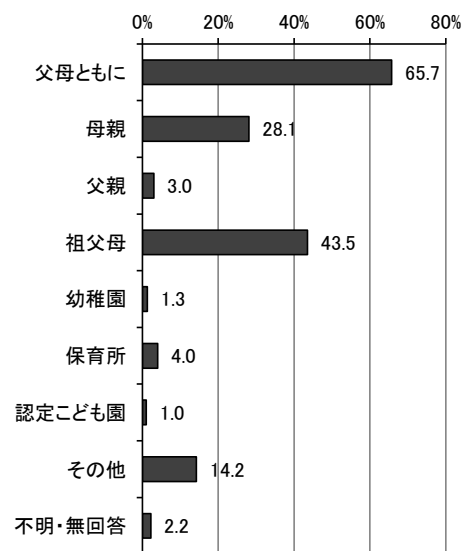
③ 子育てに日常的に関わっている方（施設）

子育てに日常的に関わっている方（施設）についてみると、「父母ともに」が就学前児童で 65.1%、小学生児童で 65.7%と最も高く、次いで「祖父母」が就学前児童で 44.3%、小学生児童で 43.5%となっています。

就学前児童 (N=544)



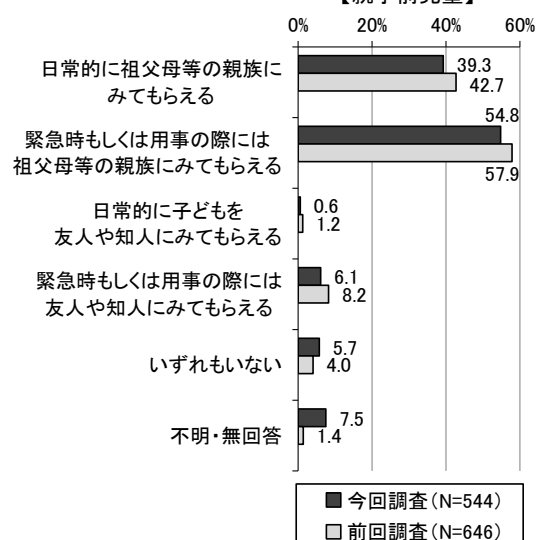
小学生児童 (N=697)



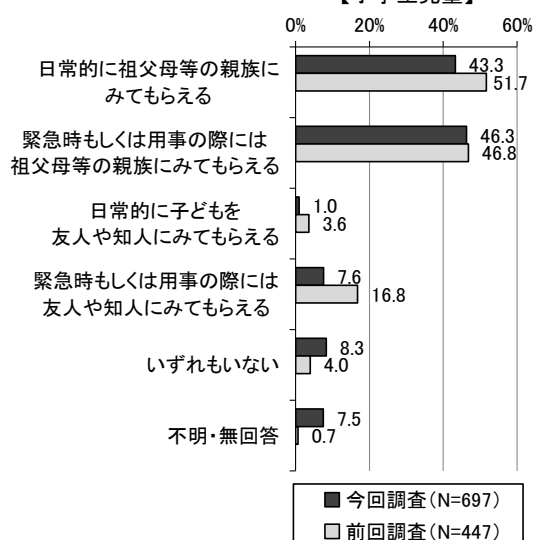
④ 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で 54.8%、小学生児童で 46.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で 39.3%、小学生児童で 43.3%となっています。また、就学前児童・小学生児童ともに「いずれもない」は、前回調査よりわずかに高くなっている一方、それ以外の項目は低くなっています。

【就学前児童】

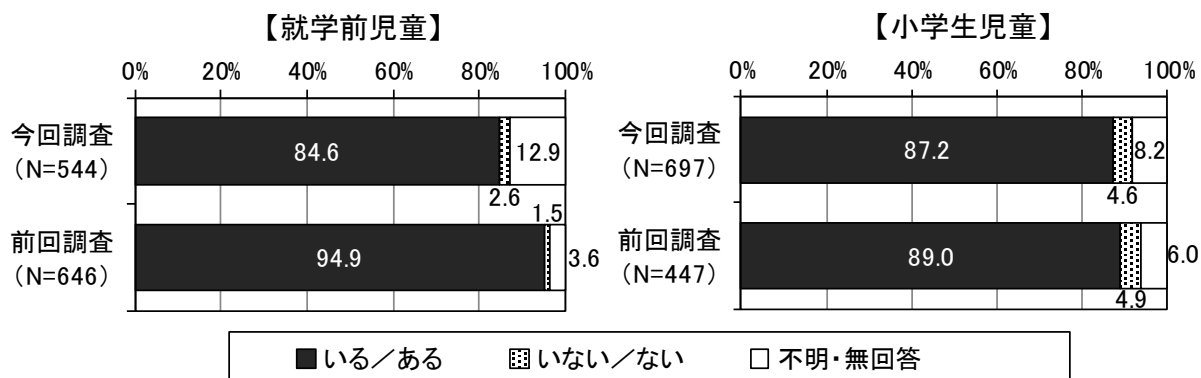


【小学生児童】



⑤ 子育てや教育について、相談相手や相談できる人や場所の有無

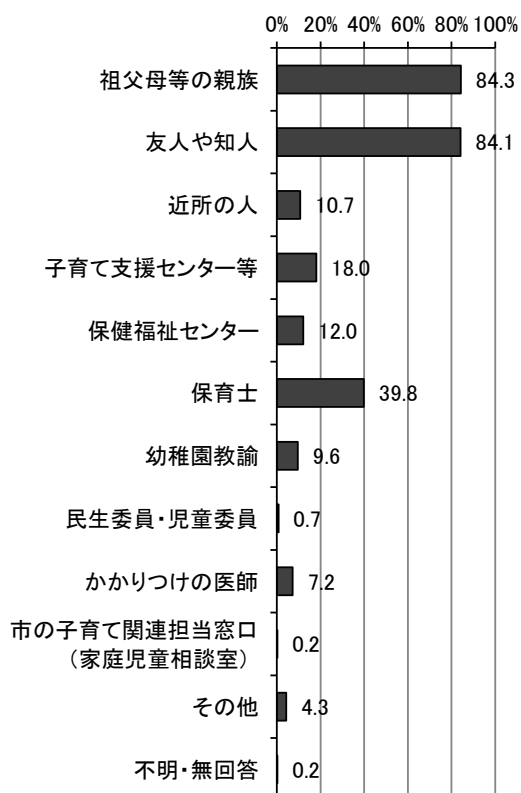
子育てや教育について、相談相手や相談できる人や場所の有無についてみると、「いる／ある」が就学前児童で84.6%、小学生児童で87.2%となっており、前回調査よりそれぞれ10.3ポイント、1.8ポイント低くなっています。



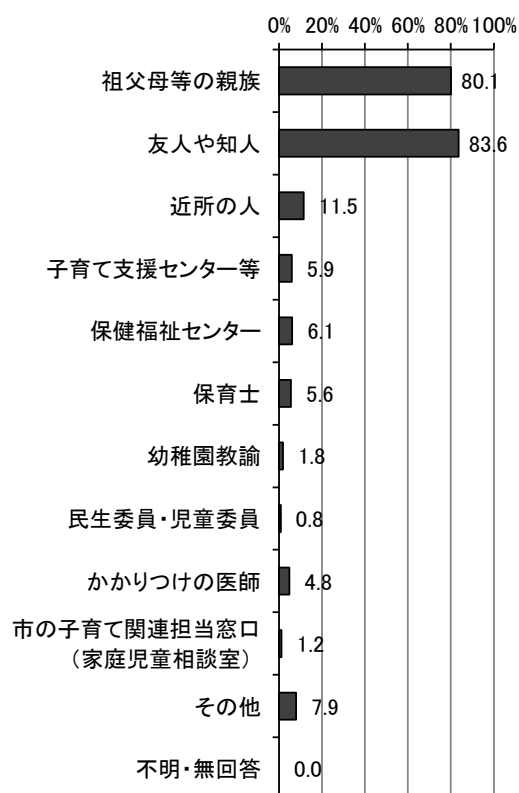
⑥ 気軽に相談できる先

気軽に相談できる先についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が84.3%、小学生児童では「友人や知人」が83.6%と最も高く、次いで就学前児童では「友人や知人」が84.1%、小学生児童では「祖父母等の親族」が80.1%となっています。

就学前児童 (N=460)



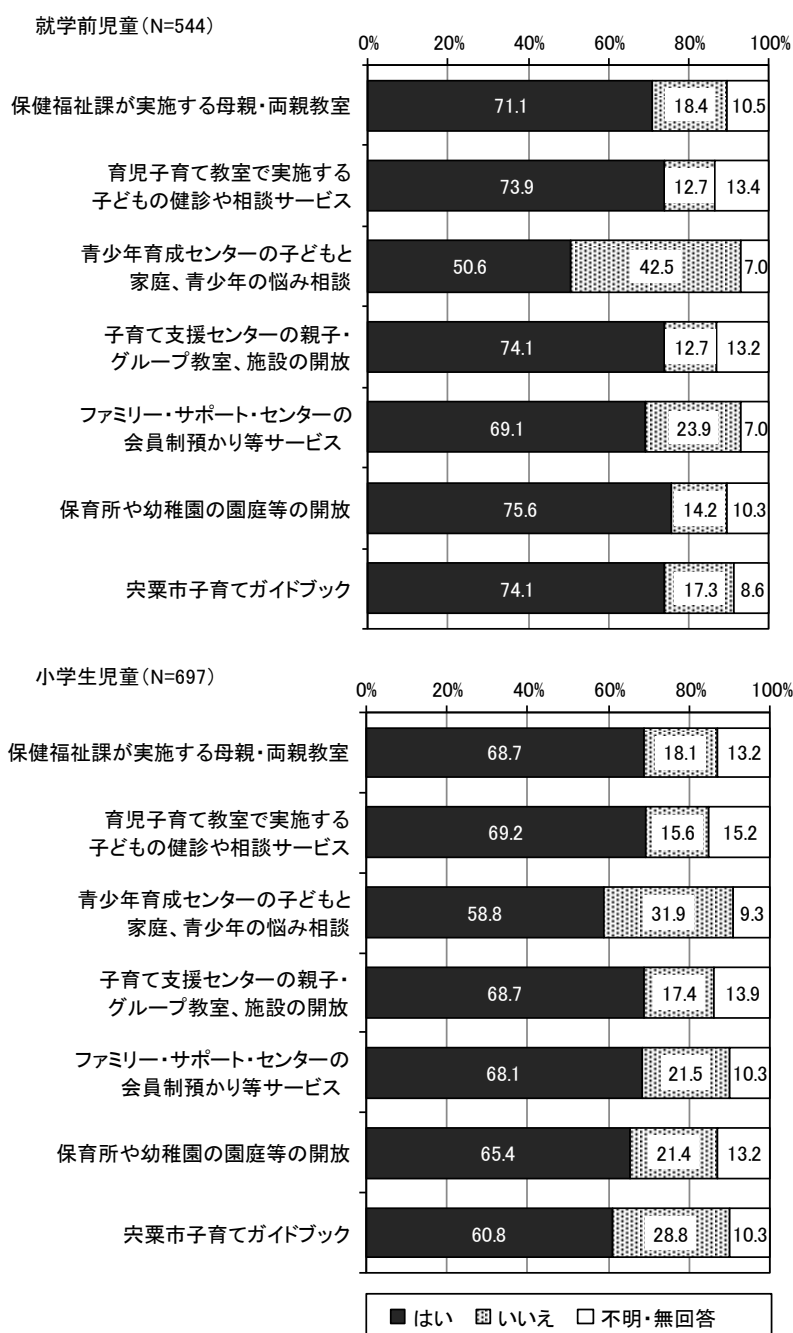
小学生児童 (N=608)



⑦ 地域の子育て支援事業の認知度（知っている割合）

地域の子育て支援事業の認知度についてみると、就学前児童では「育児子育て教室で実施する子どもの健診や相談サービス」「子育て支援センターの親子・グループ教室、施設の開放」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「中央市子育てガイドブック」の『はい』が7割半ば、小学生児童では「保健福祉課が実施する母親・両親教室」「育児子育て教室で実施する子どもの健診や相談サービス」「子育て支援センターの親子・グループ教室、施設の開放」「ファミリー・サポート・センターの会員制預かり等サービス」の『はい』が7割弱と認知度が高くなっています。

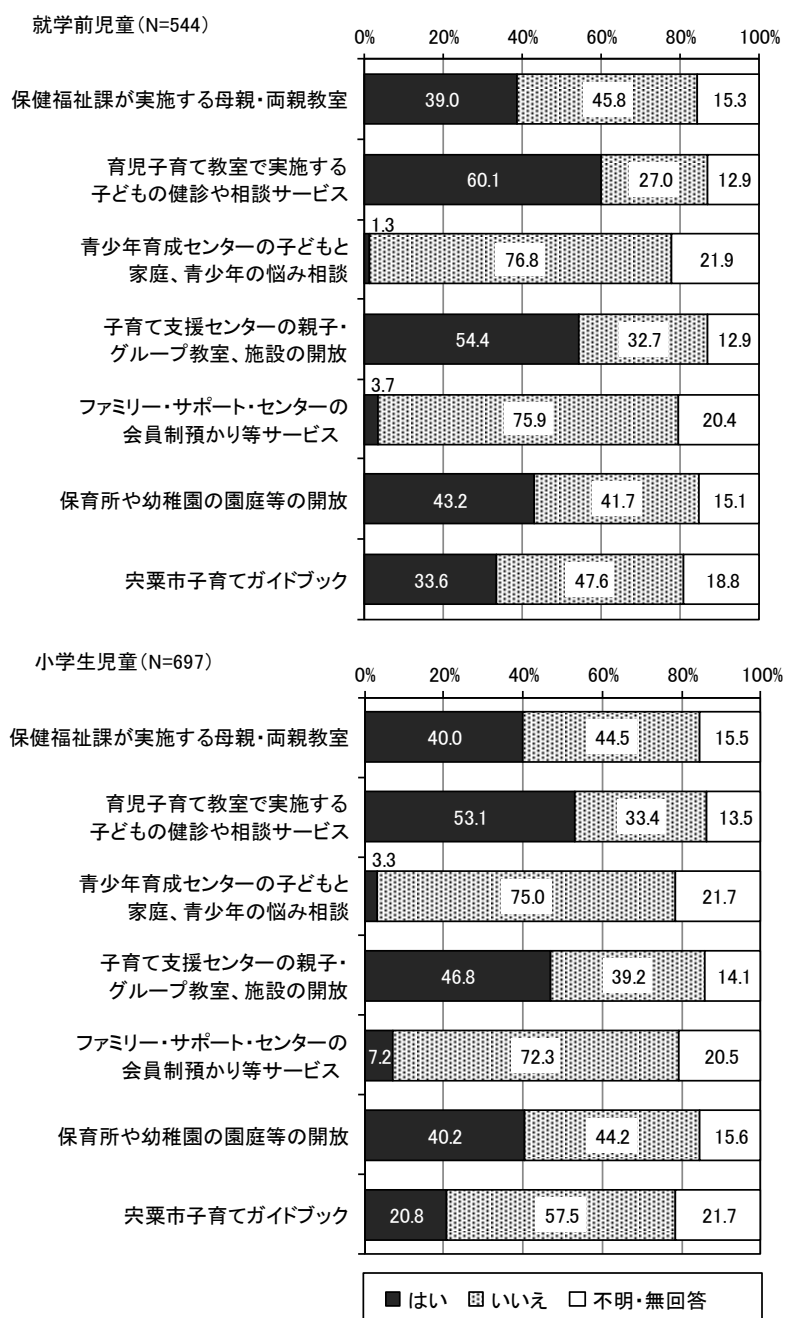
一方、就学前児童・小学生児童ともに「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」の認知度が低くなっています。



⑧ 地域の子育て支援事業の利用度（これまでに利用したことがある割合）

地域の子育て支援事業の利用度についてみると、「育児子育て教室で実施する子どもの健診や相談サービス」の『はい』が就学前児童では6割以上、小学生児童では5割以上と利用度が高くなっています。

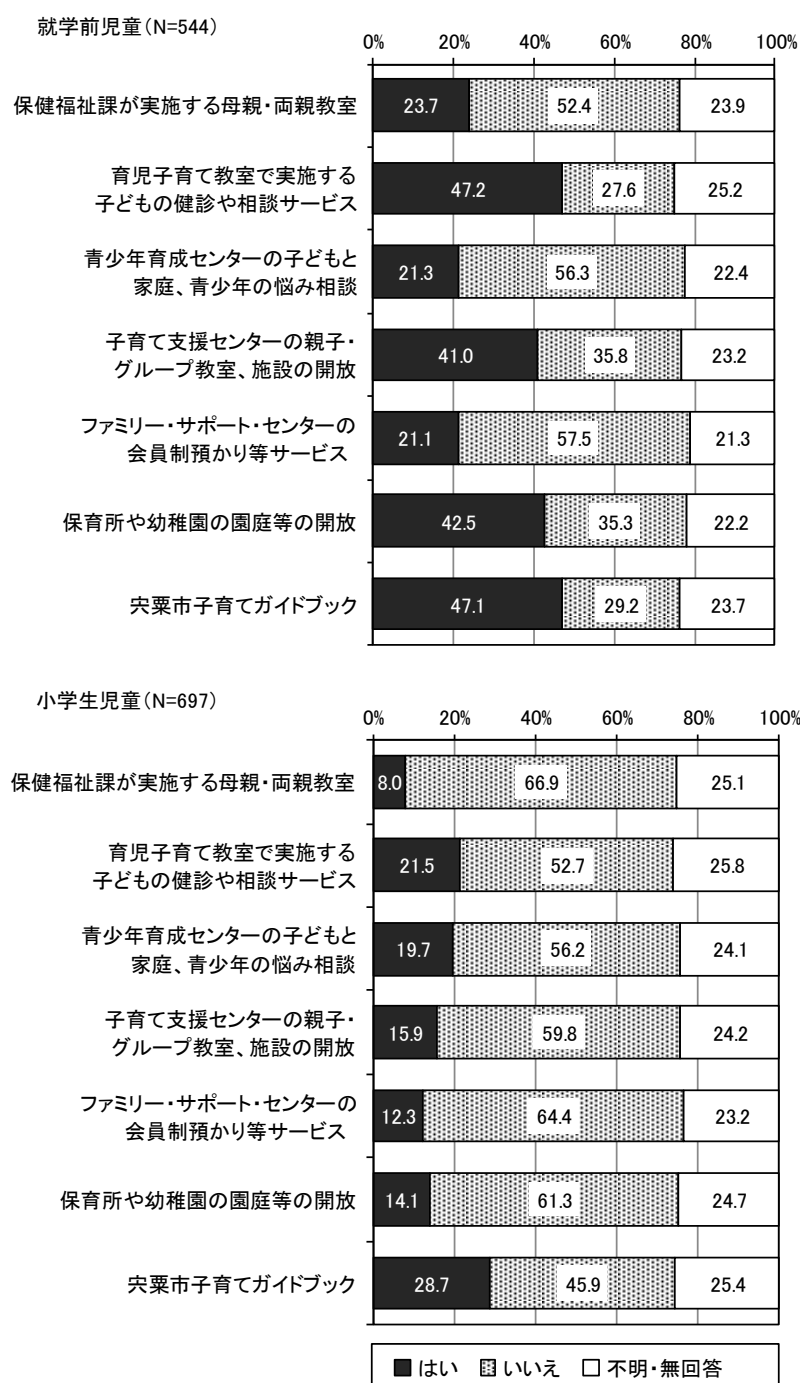
一方、就学前児童・小学生児童ともに「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「ファミリー・サポート・センターの会員制預かり等サービス」の『いいえ』が7割以上と利用度が低くなっています。



⑨ 地域の子育て支援事業の利用意向（今後利用したい割合）

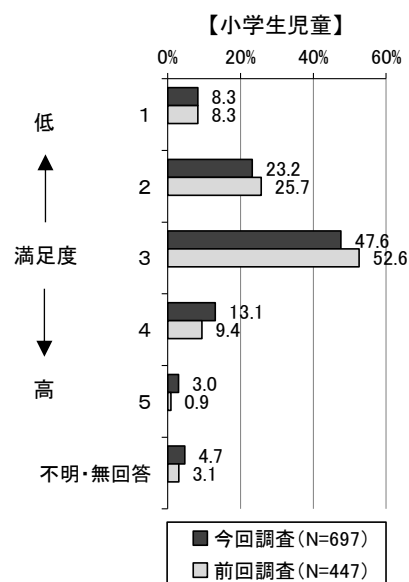
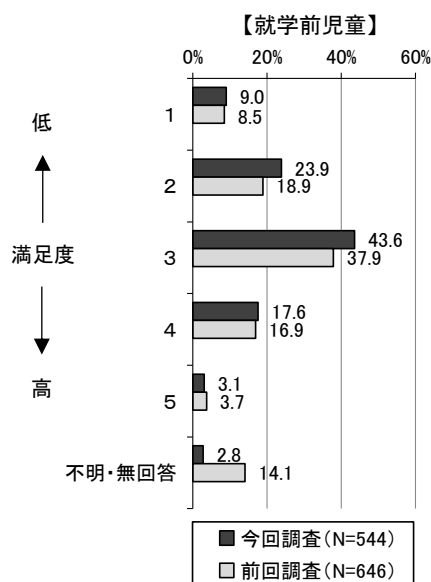
地域の子育て支援事業の利用意向についてみると、就学前児童では「育児子育て教室で実施する子どもの健診や相談サービス」「宍粟市子育てガイドブック」の『はい』が5割弱と利用意向が高くなっています。

一方、就学前児童では「保健福祉課が実施する母親・両親教室」「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「ファミリー・サポート・センターの会員制預かり等サービス」の『いいえ』が5割以上、小学生児童では「保健福祉課が実施する母親・両親教室」「ファミリー・サポート・センターの会員制預かり等サービス」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」の『いいえ』が6割以上と利用意向が低くなっています。



⑩ 地域における子育て環境や支援への満足度

地域における子育て環境や支援への満足度についてみると、「3」が就学前児童で 43.6%、小学生児童で 47.6%と最も高く、次いで「2」が就学前児童で 23.9%、小学生児童で 23.2%となっています。就学前児童・小学生児童ともに前回調査と同じ順位になっているものの、割合では就学前児童でそれぞれ 5.7 ポイント、5.0 ポイント高くなっている一方、小学生児童ではそれぞれ 5.0 ポイント、2.5 ポイント低くなっています。



6. 第1期計画の主な取り組み状況

(1) 「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり」の取り組み状況

第1期計画で、第4章施策の展開、「1. 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり」で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

① 就学前の教育・保育

施設型給付を受ける「認定こども園」「幼稚園」「保育所」の特定教育・保育施設を利用する、または利用を希望する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられています。

《認定区分と対象施設》

	対象年齢	認定内容	対象施設
1号認定	3～5歳	幼児教育のみ利用 (教育標準時間認定) (保育を必要としない)	幼稚園及び認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	3～5歳	保育を必要とする (保育認定)	保育所及び認定こども園 (保育所部分)
3号認定	0～2歳	保育を必要とする (保育認定)	保育所、 認定こども園(保育所部分) 及び地域型保育

■教育事業【1号認定】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	347	343	337	279	270
	確保の内容	292	290	337	279	270
実績値		308	286	292	251	

対象となる3～5歳児が少子化により年々減少するなか、保護者のニーズは多様化しており、1号認定による短時間保育より、2号認定による長時間保育を利用する子どもが増加する傾向にあります。3歳児の受け入れに課題がありますが、引き続き、幼保一元化による認定こども園の整備等により、受け入れ環境の整備に努めています。

■保育事業【2号認定】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	512	511	498	528	512
	確保の内容	512	511	498	528	512
実績値		531	541	507	513	-

対象となる3～5歳児のうち、保育を必要とする子どもの在籍率は、平成27年度の58.2%に対して、令和元年度は66.6%になっており、少子化により子どもが減少するなかで、保育ニーズは多様化し、長時間保育を利用する子どもが増加する傾向にあります。

■保育事業【3号認定（0歳児）】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	92	90	88	80	75
	確保の内容	92	90	88	80	75
実績値		79	80	79	88	-

少子化により出生数は年々減少するなか、保育を必要とする子ども（0歳児）は年々増加しており、保育を必要とする子どもの低年齢化が進んでいます。0歳児の受け入れには、子ども3人に1人の保育士の配置が必要であることから、保育士の確保に課題があります。

■保育事業【3号認定（1・2歳児）】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	317	316	310	291	269
	確保の内容	317	316	310	291	269
実績値		322	307	340	323	-

第1期計画では、平成30年度には291人の利用を見込んでいましたが、323人の実績となっています。少子化により対象となる子どもが減少するなかで、保育を必要とする子どもが当初の見込みよりも増加している傾向がうかがえます。

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

■利用者支援事業

(単位：類型)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1	1	1	2	2
	確保の内容	1	1	1	2	2
実績値		1	1	1	2	—

従来からの基本型に加え、平成 30 年度に母子保健型を開所したことにより、妊娠期から子育て期（主に就学前）までを母子保健や他の事業と連携を取りながら、包括的に切れ目のない支援ができるようになりました。基本型は、子育て専門員によって、子育てに関する相談や子育て情報の提供等を行い、母子保健型は、関係機関の連携によって、支援が必要な母子に、母子保健コーディネーター（保健師）が支援を行っています。

■時間外保育事業（延長保育事業）

(単位：実人数／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	107	106	104	102	100
	確保の内容	107	106	104	102	100
実績値		92	73	82	79	—

私立保育所 8 園と私立認定こども園 2 園、公立認定こども園 2 園で実施しています。公立の園では、7 時 30 分から 18 時 30 分までの 11 時間を標準保育時間とし、18 時 30 分から 19 時までの 30 分間を延長保育としています。利用実績は、ほぼ当初の計画どおりに推移しています。

■放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

（単位：実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み （低学年）	270	255	250	294	288
	量の見込み （高学年）	112	110	109	50	50
	確保の内容	355	355	355	344	338
実績値（低学年）		281	247	265	267	—
実績値（高学年）		33	42	35	30	—

少子化により小学生の児童数は年々減少していますが、学童保育のニーズは年々増加しています。増加するニーズに対応するために、第 1 期計画期間中に 122 人の定員増を図りましたが、対象学年が小学 3 年生から 6 年生に広がったことから、学童保育所によっては、高学年の受け入れに引き続き課題があります。

■子育て短期支援事業

（単位：延べ人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	5	—

必要とした時には事業が利用できるように、市では近隣市町にある複数の児童養護施設等と委託契約を締結しています。平成 30 年度には、1 名による 5 日間の利用がありました。保護者等から相談があった時には、母子保健担当の保健師、利用者支援事業の母子保健コーディネーター、家庭児童相談室、教育委員会等が連携して支援しており、計画値としては、量の見込み、確保の内容ともに計上していません。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

（単位：実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	267	262	256	211	199
	確保の内容	267	262	256	211	199
実績値		240	224	210	185	—

保健師による乳児健診までの家庭訪問（新生児訪問）を全乳児を対象に実施しています。保護者とともに里帰りしている乳児には、里帰り先の母子保健担当者へ連絡し、母子がどこに居ても家庭訪問が受けられる支援体制としています。ただ出生数が減少傾向にあり、実績値は計画値を下回る結果となっています。

■養育支援訪問事業

(単位：実人数／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の内容	5	5	5	5	5
実績値		0	0	0	0	-

養育支援訪問の実施はないため、実績値はゼロとなっています。母子保健として必要な家庭には、保健師が訪問し相談や指導を実施しています。

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

(単位：延べ組数／月)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,639	1,625	1,592	471	438
	確保の内容	1,639	1,625	1,592	471	438
実績値		1,322	1,121	1,202	585	-

※平成 29 年度以前は、単位：延べ人数／月

市内 4 か所の子育て支援センター事業であり、平成 29 年度までは親子それぞれでカウントしていましたが、平成 30 年度より国の通知により、親子で 1 組とカウントするようになり、平成 30 年度から数値は大幅に減少しています。出生数の減少、幼稚園の 3 年保育の実施、認定こども園の増加等もあり、事業対象者は年々減少しています。

■一時預かり事業

【幼稚園型（幼稚園・認定こども園の 1 号認定子どもを対象とした一時預かり）】

(単位：延べ人数／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	17,859	17,819	17,383	16,041	15,893
	確保の内容	17,859	17,819	17,383	16,041	15,893
実績値		16,925	16,498	16,676	14,745	-

公立幼稚園 3 園と公立認定こども園 2 園、私立認定こども園 2 園で実施しています。本事業は、保育室と職員の確保に課題があり、幼保一元化による認定こども園の整備により受け入れ環境を整えることとしていますが、当面の間は、保育を必要とする子どもは、2 号認定により、保育所及び認定こども園で受け入れる計画としています。利用実績は、ほぼ当初の計画どおりに推移しています。

【幼稚園型を除く（未就園児を対象とした一時預かり）】

（単位：延べ人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	4,811	4,783	4,670	1,901	1,864
	確保の内容	4,811	4,783	4,670	1,901	1,864
実績値		2,065	1,923	1,600	903	-

私立保育所 5 園と私立認定こども園 2 園、公立認定こども園 2 園で実施しています。少子化により就学前の子どもが減少するなかで、保育ニーズの高まりから幼稚園、保育所、認定こども園に在籍する子どもが増加し、自宅で過ごす乳幼児が減少したため、当初の計画を大きく下回る利用実績になっています。

■病児・病後児保育事業

（単位：延べ人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,062	1,057	1,033	1,013	996
	確保の内容	0	0	0	0	996
実績値		0	0	0	0	-

令和元年 10 月、市内に公立による病児・病後児保育施設（1 か所）が開設されました。計画最終年度後期の開設のため、まだ認知度も十分でなく最終年度の実績値（見込み）も低いものとなっています。

■ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

（単位：延べ人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	70	68	67	500	550
	確保の内容	70	68	67	500	550
実績値		25	347	565	373	-

平成 28 年度から実績値の単位は、延べ人数／年としているため、大幅に数値が増加しています。実績値の過半数は、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を目的として利用されており、学童保育所の新たな開設やその開設場所により、実績値は大きく影響を受ける現状があります。また、利用対象者となる就学児童数そのものが減少傾向にあります。

■妊婦健康診査事業

(単位：延べ回数／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	3,360	3,256	3,192	2,512	2,376
	確保の内容	3,360	3,256	3,192	2,512	2,376
実績値		2,676	2,603	2,440	2,314	-

少子化により利用実績は減少傾向にありますが、母子健康手帳交付時には 14 回 93,000 円分の妊婦健診助成券を交付し、県内産婦人科受診時には自己負担なく受診できています。また、県外医療機関を利用する時には、償還払いにより負担支援を行っており、経済的理由に関係なく妊婦健診を受けることができ、安心・安全に妊娠期を過ごせる支援を行っています。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

(単位：人／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	0	5	3	3	-

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成しています。

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(単位：園／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	0	0	1	0	-

多様な事業者の新規参入を支援する取り組みの一つとして、私立認定こども園を対象に、特別な支援を必要とする子どもの受け入れに際して、必要となる保育教諭等の加配に係る経費の一部を支援しています。

(2) 「健やかな子どもをはぐくむ環境づくり」の取り組み状況

第1期計画で、第4章施策の展開、「2. 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり」の取り組み状況は以下のとおりです。

① 保幼小連携・小中一貫教育の推進

■「しそうこども指針」に基づいた教育・保育の充実と子育て支援の推進

《取り組み状況》

- ・しそう学校園所パートナーシップ事業の取り組みにより、すべての小学校区で、連携事業に取り組んでいます。

■「しそうの子ども生き生きプラン」の推進

《取り組み状況》

- ・平成30年度より実施し、6つの基本目標、23項目の主要施策に基づいて、すべての主要施策を実施しています。

② 就学前教育・保育の環境整備

■「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供

《取り組み状況》

- ・戸原こども園（山崎南中学校区）及び一宮北こども園（一宮北中学校区）を開園しました。
- ・一宮南中学校区での幼保一元化により、7中学校区のうち、3中学校区において、再編の方針が決定しました。

■質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実

《取り組み状況》

- ・幼稚園、保育所、認定こども園の園内研修に加えて、宍粟市教育研修所事業（ライフステージ別研修）等で研修の機会を確保し、幼児教育・保育の質の向上に努めています。
- ・保育者としての資質向上を図るために、キャリアパスの仕組みが導入され、宍粟市でも、キャリアアップのための研修会を開催しています。

③ 放課後子ども総合プランの推進

《取り組み状況》

- ・宍粟市放課後プラン事業行動計画に基づき、すべての小学校区で学童保育と放課後子ども教室を一体型あるいは連携型として整備をするなど、学童保育と放課後子ども教室の連携に努めています。

④ 特別な配慮が必要な子どもへの支援

■保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備

《取り組み状況》

- ・特別支援教育・保育会議の開催により、特別な支援を必要とする子どもの状況に応じて、保育士の加配を実施しています。

■関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

《取り組み状況》

- ・特別支援教育・保育会議を開催し、主治医の診断及び意見に加えて、日ごろから当該児童を保育する園所長及び担当保育教諭、担当保健師等が連携して、必要な支援についてケース検討を行っています。

7. 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子ども・子育てをめぐる現状や子ども・子育てに関するアンケート調査の結果などから、今後の子ども・子育て施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 質の高い就学前教育・保育への対応

未婚率の上昇、晩婚化の進行、合計特殊出生率の低下等を背景に、出生数の低下とともに、子どもの数の減少が進んでいます。また、ひとり親と子どもから成る世帯の割合は増加傾向にあるなか、母親の就労割合は年々高まっており、女性の労働力率は、全国及び兵庫県と比較しても高い水準となっています。

さらに、ひとり親世帯数の増加に伴い、ひとり親世帯への子育て支援のニーズは高まっていると考えられる一方で、日ごろ子どもをみてもらえる親族や知人の割合は減少傾向にあり、多様な保育サービスのニーズは今後さらに増加するものと考えられます。

その結果、母親の就労割合の高まりなどもあり、2号認定、3号認定により保育事業を利用する世帯の割合はさらに増加するものと思われます。

現時点では、保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の待機児童数はゼロとなっていますが、今後も量の確保を図り待機児童数ゼロを維持・継続することが重要となっています。

第1期計画期間中、幼保一元化の推進により、市内で認定こども園4園が開園するなど、新しいサービスの提供を行うことができました。また、幼稚園、保育所、認定こども園の園内研修等により、就学前教育・保育の「質」の向上に努めており、今後もさらに質の高い就学前教育・保育の充実に向けた継続的な取り組みが必要と考えます。

(2) 妊娠・出産期から切れ目のない保育ニーズへの対応

平成29年4月、子育て世代包括支援センターが開所し、利用者支援事業として日常相談及び子育て支援者との連携を主とする基本型と、保健師等の専門職員による妊産婦等の相談や母子支援を主とする母子保健型の2類型が利用できるようになりました。そして、子どもに関係する機関と行政の連携を推進し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援（相談・健診等）を行いました。

また、安心して安全に妊娠期を過ごせるよう、妊娠期の心理的・身体的安定や子育てに関する不安解消に向け、担当保健師を中心に支援を行いました。

一方、核家族化の進行やひとり親世帯数の増加もあり、子育てに関して相談できる相手、場所等が減少しています。安心して子どもを産み育て、孤立しがちな世帯の支援を充実させるためにも、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない支援を行い、今後も子育ての総合相談窓口の周知・啓発等が必要と考えます。

(3) 家庭保育の支援や地域での支え合いへの対応

全国的に子どもへの虐待、いじめ、そして子育て世帯の孤立が心配されるなか、子どもの家庭環境や保護者等の価値観の多様化が進んでおり、虐待や貧困など課題を抱える子どもに対して、また、家庭環境や個々の事情状況に応じて、引き続き細やかで適切な支援が必要となっています。

第1期計画期間中は、子育て短期支援や養育支援訪問等、支援を必要とする子どもへの支援体制を整えてきました。これらの実績数は少ない状況ではありますが、今後も引き続き母子保健を中心とした支援を継続していく必要があります。

4か所の子育て支援センターでは、子育て中の親子が気軽に集い、センター事業や親同士の交流が進むことで、子育ての不安や悩みが相談できるよう支援を行ってきました。

ファミリー・サポート・センター事業では、提供会員数（まかせて会員）の不足や高齢化等が課題であり、今後も交流会や広報活動を通して、支援者を増やしていく取り組みを継続していく必要があります。



第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

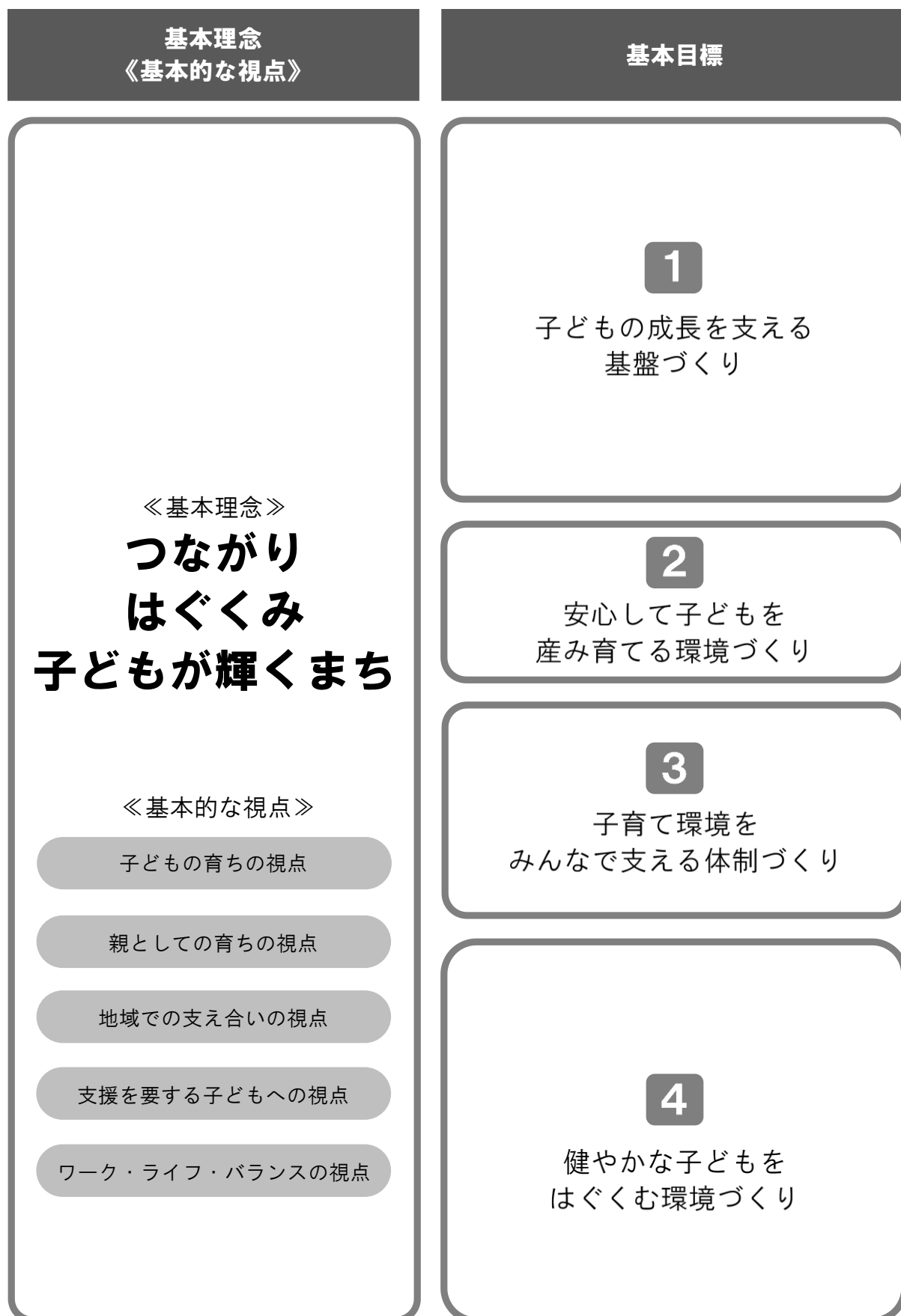
つながり はぐくみ 子どもが輝くまち

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宍粟市を創る力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、地域社会にとって、とても重要なことです。

宍粟市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し、地域の未来をはぐくんでゆく。このようなまちの将来を担うすべての子どもが輝くまちをめざしています。

このため、宍粟市の自然、文化等あらゆる環境や地域のつながりのなかで、「子どもの最善の利益」が実現され、子どもの育ちとともに親の育ちも一体的に支え、一人ひとりの子どもが健やかに、幸せに成長することができるよう、子ども・子育て支援を推進します。

2. 施策体系



基本施策	個別施策
1. 就学前教育・保育の充実	① 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育
2. 多様な保育サービスの充実	② 時間外保育事業（延長保育事業）
3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	④ 一時預かり事業
5. 子ども、保護者、関係機関の連携の支援	⑤ 病児・病後児保育事業
6. 赤ちゃんの健やかな成長と、安心な妊娠・出産の支援	⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
7. 社会的支援が必要な子ども・家庭への支援	⑦ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
8. 地域での子育て支援	⑧ 利用者支援事業
9. 就学前教育・保育の環境整備	⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）
10. 新・放課後子ども総合プランの推進	⑩ 妊婦健康診査事業
11. 特別な配慮が必要な子どもへの支援	⑪ 子育て短期支援事業
	⑫ 養育支援訪問事業
	⑬ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
	⑭ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）
	① 「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供
	② 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実
	③ 新・放課後子ども総合プランの推進
	④ 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備
	⑤ 外国につながる子どもやその保護者への支援体制の整備
	⑥ 子どもの貧困対策の推進
	⑦ 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

※①～⑤、⑧～⑭については、第5章に量の見込みと確保の内容を記載しています。

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの成長を支える基盤づくり

保育事業や多様な保育サービスのニーズが今後さらに増加するものと考えられるなか、引き続き保育事業の量の確保を図り、待機児童数ゼロの維持・継続に努めるとともに、多様な保育サービスの充実に取り組みます。

基本施策1. 就学前教育・保育の充実

① 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

幼児期は、遊びや生活を通して人格形成の基礎を培い、生きる力をはぐくむ大切な時期です。幼稚園、保育所、認定こども園では、様々な環境のなかで、主体的に活動し、仲間と一緒に生活する喜びや楽しさを味わい、自己肯定感を高めていけるよう年齢に合わせた幼児教育・保育を行います。

少子化が進行する一方で、共働きの増加等により保育を必要とする子どもが増加傾向にあることなど、本市の就学前児童を取り巻く状況を踏まえ、穴栗市幼保一元化推進計画に基づく地域との協議の進捗状況を勘案しながら、利用者のニーズに沿った環境の整備を推進します。

また、地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

基本施策2. 多様な保育サービスの充実

② 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。

利用者のニーズに対応できる提供体制を確保できるよう、すべての園所での実施に努めます。

③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な活動や遊びの場を提供し、その健全な育成を図る事業です。「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、引き続き放課後子ども教室との一体型あるいは連携型として実施します。

学童保育のニーズの増加を踏まえ、すべての学童保育所において、必要とする児童が確実に利用することができるよう、定員に余裕のない学童保育所については、小学校の空き教室の活用を検討するなど、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

④ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園や認定こども園に在籍する1号認定子どもを対象とした一時預かり事業と、保育所や認定こども園で、未就園の子どもを対象としたその他の一時預かり事業があります。

保育を必要とする子どもが安心して利用することができるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

⑤ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気などで、児童が保育所や学校園等での集団生活が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育ができない場合に、児童を専用の保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

令和元年10月より事業を開始したことから、事業の周知に努めるとともに、必要とする児童が利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

基本施策3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

基本施策4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

⑦ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援を必要とする子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

基本目標 2 安心して子どもを産み育てる環境づくり

安心して子どもを産み、育てていくことができるよう、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない支援を図るとともに、子育てに関する相談や情報の提供を行う相談体制の充実に取り組みます。

基本施策 5. 子ども、保護者、関係機関の連携の支援

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。基本型と母子保健型の2類型を設置しています。

基本型は、子育て専門員によって、子育てに関する相談や子育て情報の提供等を行います。母子保健型は、母子保健や他の事業と連携を取りながら、妊娠期から子育て期（主に就学前）において、支援が必要な母子に、母子保健コーディネーター（保健師）を中心として包括的で切れ目のない支援を行います。

基本施策 6. 赤ちゃんの健やかな成長と、安心な妊娠・出産の支援

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭（新生児訪問を含む）を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問するとともに、母子ともに里帰りしている乳児には、里帰り先の母子保健担当者へ連絡するなど、母子がどこにいても家庭訪問が受けられる支援体制を継続します。

⑩ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

経済的理由に関係なく妊婦健診を受診することができ、安心・安全に妊娠期を過ごせるよう事業を実施します。

基本目標 3 子育て環境をみんなで支える体制づくり

子どもの家庭環境や保護者等の価値観が多様化するなか、それぞれの状況に応じ、細やかに適切な支援を行うことができるよう、母子保健を中心とした支援を継続するとともに、地域での子育て支援の充実に取り組みます。

基本施策 7. 社会的支援が必要な子ども・家庭への支援

⑪ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設等で一時的に児童をお預かりし、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

利用希望に柔軟に対応できるよう、児童養護施設等の確保に努めます。また、保護者等から相談があった時には、母子保健担当の保健師、利用者支援事業の母子保健コーディネーター、家庭児童相談室、教育委員会等と連携し、細やかな支援を引き続き実施します。

⑫ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問等による養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

母子保健として支援が必要な家庭には、保健師が訪問し相談や指導を実施します。

基本施策 8. 地域での子育て支援

⑬ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）は、公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

市内の4か所の子育て支援センターで実施し、センター事業や親同士の交流を促進することで、子育ての不安や悩みを相談できるよう支援を行います。

⑭ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい人（まかせて会員）と、育児の援助をしてほしい人（おねがい会員）のそれぞれが会員となり、地域のなかで助け合いながら子育ての援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

育児の援助をしたい人（まかせて会員）が不足傾向にあり、高齢化も進みつつあることから、交流会や広報活動を通し、あらたな支援者の確保に努めます。

基本目標 4 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり

健やかな子どもをはぐくむことができるよう、教育・保育の質の向上を図るとともに、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後の安全な居場所づくりの推進、特別な配慮が必要な子どもへの支援を実施します。

基本施策 9. 就学前教育・保育の環境整備

① 「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供

「宍粟市幼保一元化推進計画」に示す、子どもの教育・保育の環境を整備するため、就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所一元化を推進します。

また、認定こども園ガイドラインで示した職員体制の強化や、幼児教育・保育に関する専門的な知識やスキルに基づく助言やその他の支援を行う人材の配置等により、質の高い教育・保育の一体的提供に努めます。

② 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実

全市的に質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園、保育所、認定こども園の園内研修に加えて、宍粟市教育研修所事業（ライフステージ別研修）等で研修の機会を確保し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

また、就学前教育・保育と小学校との円滑な接続に向け、情報共有のあり方（職員の懇談会・相互訪問・実践参観等）や実践交流（合同行事への参加、合同授業の実施等）、実践、連携の検討（内容・方法・合同研修・相互理解等）、連携連絡会議の充実（連携カリキュラムの編成、指導要録・保育要録をもとにした指導方法の検討）に取り組みます。

基本施策 10. 新・放課後子ども総合プランの推進

③ 新・放課後子ども総合プランの推進

次代を担う人材の育成と、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備を目的とした、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、運営委員会を設置し、学童保育所と放課後子ども教室の一体型あるいは連携型の実施を推進します。

基本施策 11. 特別な配慮が必要な子どもへの支援

④ 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備

市内の幼稚園、保育所、認定こども園において、身体障がい、知的障がい、発達障がい等、特別な支援を必要とする子どもの状況に応じて、保育士等を加配することで、適切な教育・保育が提供できる体制を整備します。

⑤ 外国につながる子どもやその保護者への支援体制の整備

海外から帰国した幼児や外国人幼児等、外国につながる子どもやその保護者に対して、保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、子育てに関する支援情報の提供を行います。

⑥ 子どもの貧困対策の推進

国の施策の推進状況を踏まえ、生活困窮家庭の子どもへの学習支援等を行います。また、子どもの貧困に関わる関係課が連携し、分野横断的な支援体制の整備に努めるとともに、地域の支援者や関係機関の「子どもの貧困」への理解を促進します。

⑦ 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

様々な支援を必要とする子どもが、家庭や地域で安心して生活できるよう、教育・保育・福祉の関係機関が連携して、子どもの発達やそれぞれの実情に応じた支援が一体的に受けられる環境整備に努めます。

第5章 量の見込みと確保の内容

1. 量の見込みと確保の内容の基本的な考え方

(1) 教育・保育提供区域について

本市における教育・保育の提供区域は、全市的な取り組みやまちの構想に基づき、市民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備等、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味し、穴粟市全域を1圏域として設定します。

(2) 量の見込みの算出方法について

子ども・子育て支援法で定める「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」は、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象とした子ども・子育てに関するアンケート調査結果や実績値を踏まえて算出しました。

本計画期間における量の見込みは、子どもの数の減少に伴い、全体的に減少傾向となっています。一方で、令和2年から令和3年にかけて0～2歳が微増、令和5年から令和6年にかけて3～5歳が微増することにより、量の見込みの微増がみられます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育を必要とする子どもが認可外保育施設や幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育、一時預かり事業等を利用する場合に、利用料の一部を助成する、子育てのための施設等利用給付が新たに始まりました。保護者が安心して保育施設等を利用できるよう円滑な実施に努めます。

2. 就学前の教育・保育

① 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

《認定区分と対象施設》

	対象年齢	認定内容	対象施設
1号認定	3～5歳	幼児教育のみ利用 (教育標準時間認定) (保育を必要としない)	幼稚園及び認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	3～5歳	保育を必要とする (保育認定)	保育所及び認定こども園 (保育所部分)
3号認定	0～2歳	保育を必要とする (保育認定)	保育所、 認定こども園(保育所部分) 及び地域型保育

■教育ニーズ（１号認定・２号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い））：

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）

項 目		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		236	231	201	195	196
②確保の内容	幼稚園、認定こども園	236	231	201	195	196
②－①		0	0	0	0	0

■保育ニーズ（２号認定（保育の利用希望が強い））：

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）

項 目		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み		505	445	415	404	406
②確保の内容	保育所、認定こども園	505	445	415	404	406
②－①		0	0	0	0	0

■保育ニーズ（３号認定）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）

項 目		令和２年度			令和３年度		
		０歳	１・２歳	保育利用率	０歳	１・２歳	保育利用率
①量の見込み		25	233	68.1%	25	240	67.5%
②確保の内容	保育所、認定こども園	25	233		25	240	
	地域型保育事業	0	0		0	0	
②－①		0	0		0	0	

項 目		令和４年度			令和５年度		
		０歳	１・２歳	保育利用率	０歳	１・２歳	保育利用率
①量の見込み		24	240	68.4%	23	231	72.5%
②確保の内容	保育所、認定こども園	24	240		23	231	
	地域型保育事業	0	0		0	0	
②－①		0	0		0	0	

項 目		令和６年度		
		０歳	１・２歳	保育利用率
①量の見込み		22	222	77.4%
②確保の内容	保育所、認定こども園	22	222	
	地域型保育事業	0	0	
②－①		0	0	

※保育利用率…３歳未満の子どもの数全体に占める、３号認定の利用定員数の割合

3. 地域子ども・子育て支援事業

② 時間外保育事業（延長保育事業）

（単位：実人数／年）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	149	142	134	129	128
②確保の内容	149	142	134	129	128
②－①	0	0	0	0	0

③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

（単位：実人数／年）

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	101	105	105	89	78
	2年生	98	82	85	85	72
	3年生	51	50	42	43	43
	4年生	21	21	21	17	18
	5年生	5	5	5	5	4
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	277	264	259	240	216
②確保の内容		277	264	259	240	216
②－①		0	0	0	0	0

④ 一時預かり事業

■ 幼稚園型（幼稚園・認定こども園の1号認定子どもを対象とした一時預かり）

（単位：延べ人数／年）

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型	①量の見込み	7,666	6,983	6,373	6,187	6,197
	②確保の内容	7,666	6,983	6,373	6,187	6,197
	②－①	0	0	0	0	0

■ 幼稚園型を除く（未就園児を対象とした一時預かり）

（単位：延べ人数／年）

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型を除く	①量の見込み	1,322	1,263	1,195	1,155	1,136
	②確保の内容	1,322	1,263	1,195	1,155	1,136
	②－①	0	0	0	0	0

⑤ 病児・病後児保育事業

(単位：延べ人数／年)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	476	454	431	416	409
②確保の内容	476	454	431	416	409
②－①	0	0	0	0	0

⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

必要に応じて、助成を必要とする対象者へ支援を行います。

⑦ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

個々の事業者の状況に応じて支援を行います。

⑧ 利用者支援事業

(単位：類型)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

(単位：実人数／年)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	199	193	185	177	170
②確保の内容	199	193	185	177	170
②－①	0	0	0	0	0

⑩ 妊婦健康診査事業

(単位：延べ回数／年)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,349	2,279	2,184	2,090	2,007
②確保の内容	2,349	2,279	2,184	2,090	2,007
②－①	0	0	0	0	0

⑪ 子育て短期支援事業

(単位：延べ人数／年)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
②－①	0	0	0	0	0

⑫ 養育支援訪問事業

(単位：実人数／年)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

⑬ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

(単位：延べ組数／月)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	713	718	708	682	653
②確保の内容	713	718	708	682	653
②－①	0	0	0	0	0

⑭ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

(単位：延べ人数／年)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	299	284	275	262	244
②確保の内容	299	284	275	262	244
②－①	0	0	0	0	0

第6章 推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

2. 情報提供・周知

本市ではこれまでに、子育て支援に関する情報及びサービスの利用方法等を広報や市のホームページ、しーたん通信を活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。また、平成31年1月には子育てアプリを導入し、健診、予防接種等の情報をタイムリーに届けることができるようになっています。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス、妊娠、出産、子育てに関する正しい知識と情報等について、広報媒体や子育てアプリ等のインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3. 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表します。

参考資料（巻末資料）

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

（1）施設型給付と地域型保育給付

幼稚園、保育所、認定こども園への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。



※新制度に移行し施設型給付の対象となる幼稚園と、新制度に移行せず、従来の私学助成を受ける幼稚園に分かれます。

（2）地域子ども・子育て支援事業

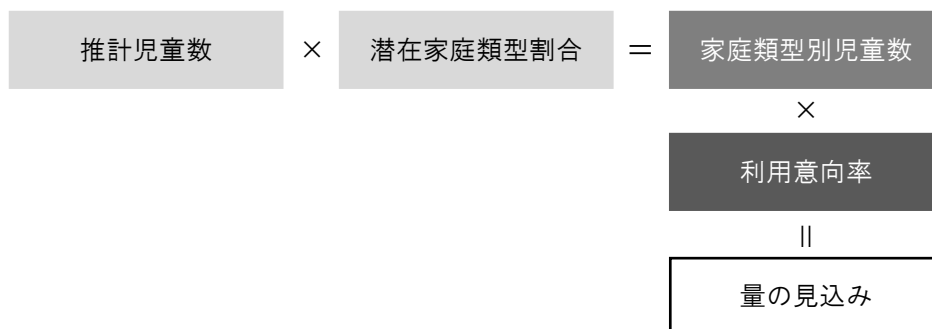
地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等の13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 利用者支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）
- 妊婦健康診査事業
- 子育て短期支援事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
- ファミリー・サポート・センター事業

2. 量の見込みの算出の流れ

量の見込みについては、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象とした子ども・子育てに関するアンケート調査結果や実績値を踏まえて算出しました。

国で示されている量の見込みの算出の流れは以下のとおりです。



■推計児童数とは

児童数は、コーホート変化率法を用いて算出しました。コーホート変化率法とは、基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、次の年の性・年齢別人口を推計し、その繰り返しによって将来人口を推計していく方法です。平成27年～平成31年（各年3月末時点）の住民基本台帳各歳別人口を基礎データとしています。

■家庭類型とは

配偶者の有無や保護者の就労状況によって調査対象者家庭を分類することです。子ども・子育てに関するアンケート調査結果を用いて以下の8つに分類します。

タイプ	父母の有無や就労状況
A	ひとり親家庭 【「配偶者はいない」と答えた父子家庭や母子家庭】
B	フルタイム×フルタイム 【共働きかつどちらもフルタイム】
C	フルタイム×パートタイム 【片方フルタイム・片方パートタイム】
C´	フルタイム×パートタイム 【片方フルタイム・片方短時間パートタイム】
D	専業主婦（夫） 【片方フルタイムもしくはパートタイム・片方無職】
E	パートタイム×パートタイム 【共働きかつどちらもパートタイム】
E´	パートタイム×パートタイム 【どちらもパートタイムかつ片方短時間勤務】
F	無業×無業 【どちらも無職】

■潜在家庭類型とは

母親の就労状況は育児の状況に応じて変わりやすいと考えられるため、母親の今後の就労意向から、近い将来の“潜在”家庭類型を算出します。

■利用意向率

年齢別・潜在家庭類型別に、幼稚園、保育所、認定こども園等、どの教育・保育施設を利用したいと回答しているかを算出します。

3. 宍粟市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 13 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宍粟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する計画をいう。）の策定又は変更に関し意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

4. 宍粟市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
子どもの保護者	う え だ と も こ 植 田 朋 子	認可保育所保護者代表	平成 30 年 4 月 1 日就任
	みつおか え り か 三 岡 恵 理 郁	公立保育所保護者代表	平成 31 年 3 月 31 日退任
	おかざき ひろのぶ 岡 崎 広 信		平成 31 年 4 月 1 日就任
	みやけ あ ゆ み 三 宅 あ ゆ み	幼稚園保護者代表	平成 31 年 3 月 31 日退任
	おかだ なおき 岡 田 尚 樹		平成 31 年 4 月 1 日就任
	つるさき よし み 鶴 崎 義 己	宍粟市連合 P T A 代表	平成 31 年 3 月 31 日退任
	あかばね かつ み 赤 羽 勝 己		平成 31 年 4 月 1 日就任
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	こばやし き み こ 小 林 喜 美 子	兵庫県保育協会宍粟支部代表	平成 30 年 4 月 1 日就任
	ふく い ゆ き 福 井 由 貴	公立保育所長代表	平成 31 年 3 月 31 日退任
	あ き た じゅんこ 秋 田 順 子		平成 31 年 4 月 1 日就任
	やまもと みどり 山 本 み どり	公立幼稚園長代表	平成 31 年 3 月 31 日退任
	とり い あ き こ 鳥 居 昭 子	公立幼稚園・こども園長代表	平成 31 年 4 月 1 日就任
	もりわき の り こ 森 脇 典 子	私立こども園代表	平成 29 年 11 月 11 日就任
	や ぎ ひろこ 八 木 寛 子	子育て支援センター代表	令和元年 11 月 10 日退任
	たて お ゆ う こ 立 尾 優 子		令和元年 11 月 11 日就任
	いしはら あ や 子 石 原 あ や 子	学童保育所長代表	令和元年 11 月 10 日退任
	ふじわら ち ひろ 藤 原 千 尋		令和元年 11 月 11 日就任
子ども・子育て支援に関して学識経験のある者	しんしょう こう し 新 庄 康 史	小学校長経験者	平成 29 年 11 月 11 日就任
	やまもと ち づ こ 山 本 千 津 子	幼稚園長経験者	平成 29 年 11 月 11 日就任
	たにばやし ゆ み 谷 林 由 美	宍粟市民生委員児童委員 協議会連合会 主任児童委員	平成 29 年 11 月 11 日就任
	なががわ ま ゆ み 中 川 ま ゆ み	公募委員	平成 29 年 11 月 11 日就任

5. 宍粟市子ども・子育て会議の経過と概要

年 月 日	会議回数	内 容
平成 30 年 12 月 20 日 (月)	第 1 回	・平成 29 年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実績について ・平成 30 年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・第 2 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成 31 年 2 月 1 日 (金) ~ 平成 31 年 2 月 15 日 (金)		「宍粟市 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
平成 31 年 3 月 18 日 (月)	第 2 回	・第 1 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度実施状況について ・第 2 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査 (速報) について
令和元年 8 月 21 日 (水)	第 3 回	・第 1 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況の報告について ・第 2 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査結果等の報告について ・幼児教育・保育の無償化について
令和元年 9 月 25 日 (水)	第 4 回	・第 2 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画 (骨子案) について ・幼児教育・保育の無償化について ・病児・病後児保育事業について
令和元年 11 月 13 日 (水)	第 5 回	・第 2 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画 (素案) について ・病児・病後児保育事業について
令和元年 12 月 16 日 (月) ~令和 2 年 1 月 17 日 (金)		パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 14 日 (金)	第 6 回	・
令和 2 年 2 月 14 日 (金)		会長より市長へ最終案の報告及び答申書提出

6. 用語解説

【か行】

◎教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、「学校教育法」第1条に規定する幼稚園及び「児童福祉法」第39条第1項に規定する保育所。

◎合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。1人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

◎子育て安心プラン

平成29年6月策定。国全体において、女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿整備を令和4年度末までに実施することとしている。その後、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和2年度末までに受け皿を整備することとされている。

◎子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行う場所。

◎子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

【さ行】

◎しそうこども指針

平成25年1月策定。豊かな自然・文化や歴史などその恵まれた資源を生かして、将来を担うこどもたちが、夢や希望を持って個性や能力を伸ばし健やかに成長し、豊かな人間性の基礎を育むことを基本理念として、めざす乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたいこどもの像を示す指針。

◎中央市幼保一元化推進計画

平成 21 年 8 月策定。多種多様化する教育・保育ニーズに対応し、子ども集団の適正規模化による教育・保育の実施とすべての子育て家庭を対象とした子育て支援を図ることを目的に、幼保一元化施設（認定こども園）による就学前の子どもより良い教育と保育の環境整備を推進することを定めた計画。

◎しその子ども生き生きプラン

平成 30 年 3 月策定。平成 20 年に「しその子ども生き生きプラン」として策定された、学校教育に係る 10 年間の構想と前期 5 年間の基本計画、平成 25 年に策定された後期基本計画を引き継ぐ計画。地域総がかりによる新しい時代の学校教育の確立をめざしている。

◎小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。

◎新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年 9 月策定。次代を担う人材の育成、共働き家庭が直面する「小 1 の壁」（放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学すると、保護者がこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となること）を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を掲げた「放課後子ども総合プラン」を引き継ぐ計画。国全体において、令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の整備、放課後子供教室との一体型での実施の促進等をめざしている。

【た行】

◎地域型保育事業

0～2 歳児を対象とし、小規模保育（定員 6～19 人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員 5 人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う）を行う事業。

◎地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）等の事業。

◎特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

【な行】

◎認定区分

保護者が施設などの利用を希望する際、利用のための認定の申請を行う。新制度においては、3つの区分の認定に応じて、幼稚園や保育所などの施設等の利用先が決まる。

1号認定は、満3歳以上の子どもを対象とした教育標準時間認定。保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する場合で、利用先は幼稚園、認定こども園。

2号認定は、満3歳以上の子どもを対象とした保育認定。「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合で、利用先は保育所、認定こども園。

3号認定は、満3歳未満の子どもを対象とした保育認定。「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合で、利用先は保育所、認定こども園、地域型保育。

◎認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、「保護者が働いている、いないに関わらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能」「すべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援を行う機能」をもつ施設。

【は行】

◎ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立のための相互援助活動を行う機関。

◎放課後子ども教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に学校施設等で学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず参加できる。

【や行】

◎幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に成立したことにより、令和元年10月から全面的に実施。3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちの利用料、0歳から2歳までのうち、住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化された。

第2期穴栗市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行者／穴栗市

〒671-2573 兵庫県穴栗市山崎町今宿5-15

T E L ／0790-63-3067

F A X ／0790-63-3140

<http://www.city.shiso.lg.jp>

編 集／穴栗市 健康福祉部 社会福祉課